

**第4期庄原市障害者福祉計画
(第7期庄原市障害福祉計画・
第3期庄原市障害児福祉計画)**

令和6（2024）年3月

広島県 庄原市

～ 目 次 ～

第 1 部	計画の概要と現状	1
第 1 章	計画の策定にあたって	1
【 1 】	計画策定の背景と趣旨	1
【 2 】	計画の位置付け	3
【 3 】	計画の期間	4
【 4 】	計画の対象者	4
【 5 】	計画の策定体制	5
【 6 】	障害保健福祉圏域について	7
【 7 】	計画の推進に向けて	8
【 8 】	国の障害者基本計画（第 5 次）の概要	10
【 9 】	国の基本指針について	11
第 2 章	障害のある人を取り巻く現状	15
【 1 】	人口の動き	15
【 2 】	障害のある人の状況	16
【 3 】	障害者手帳所持者等アンケート調査結果から読み取れる現状と課題	24
【 4 】	手帳非所持者アンケート調査結果から読み取れる現状と課題	31
【 5 】	事業所調査結果から読み取れる現状と課題	34
第 2 部	第 4 期庄原市障害者福祉計画	37
第 1 章	第 3 期計画の実施状況と点検・評価結果からみた課題	37
基本目標 1	“おたがいさま”を感じる市民理解の促進	37
基本目標 2	“生きがい”を感じる社会参加の促進	39
基本目標 3	“あんしん”を感じる生活支援の充実	42
第 2 章	計画の基本的な考え方	46
【 1 】	将来像と基本目標	46
【 2 】	施策の体系	47
第 3 章	施策の展開	48
基本目標 1	“おたがいさま”を感じる市民理解の促進	48
基本目標 2	“生きがい”を感じる社会参加の促進	51
基本目標 3	“あんしん”を感じる生活支援の充実	55

第3部 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 -----61

第1章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況 -----61

【1】 成果目標の進捗状況 ----- 61

【2】 第6期障害福祉計画の進捗状況 ----- 69

【3】 第2期障害児福祉計画の進捗状況 ----- 74

第2章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 -----75

【1】 成果目標の設定 ----- 75

【2】 第7期障害福祉計画 ----- 86

【3】 第3期障害児福祉計画 ----- 107

資料編 -----111

【1】 庄原市障害者支援協議会設置要綱 ----- 111

【2】 庄原市障害者支援協議会委員名簿 ----- 113

【3】 庄原市部長支所長会議設置要領 ----- 114

【4】 庄原市部内調整会議設置要領 ----- 116

【5】 策定経過 ----- 118

【6】 用語解説 ----- 119

第1部 計画の概要と現状

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の背景と趣旨

1 策定の背景

近年、障害のある人の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方をはじめ、介護、介助職員の不足や重度障害のある人への支援など、障害のある人を取り巻く現状やその支援ニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与え、障害のある人への支援施策においても、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

このような中、平成30（2018）年4月には「障害者総合支援法^{※1}」の改正法及び「児童福祉法の一部を改正する法律（以下「児童福祉法」という。）」の施行により、自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担の軽減や共生型サービスの創設などが進められてきました。また、医療的ケア児への支援や障害のある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「障害児福祉計画」の策定も定められました。

令和3（2021）年5月には「障害者差別解消法^{※2}」が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことをはじめ、令和4（2022）年5月には、障害のある人における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的とした「障害者情報アクセシビリティ推進法^{※3}」が制定されるなど、大きな動きが見られました。

さらに、令和5（2023）年3月には、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※3 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

2 策定の趣旨

本市では、平成 30（2018）年 5 月に策定した「第 3 期庄原市障害者福祉計画」（以下「前期計画」という。）において「“あんしん”が実感できるまち」を将来像と定め、様々な障害者福祉施策を推進してきました。また、令和 3（2021）年 3 月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定に基づく「第 6 期庄原市障害福祉計画・第 2 期庄原市障害児福祉計画」（以下、それぞれ「第 6 期計画」「第 2 期計画」という。）を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援に係る施策を計画的に推進してきました。

「前期計画」及び「第 6 期計画」「第 2 期計画」は、いずれも令和 5（2023）年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「第 4 期庄原市障害者福祉計画」及び「第 7 期庄原市障害福祉計画・第 3 期庄原市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる社会、自分らしく暮らすことができる社会を目指して、国や県をはじめ関係機関、団体等との連携を図りながら、各種施策に取り組めます。

【 障害のある人への福祉施策と S D G s との関連について 】

平成 27(2015)年の国連サミットで採択された S D G s (Sustainable Development Goals) は、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

S D G s は、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

本計画においては、17 のゴールのうち、特に「3 すべての人に健康と福祉を」をはじめ「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」などにも関連性が深いことから、その周知を図るとともに、市民の生活や暮らしに密接に関わる福祉課題との関連性を踏まえた取組を推進します。

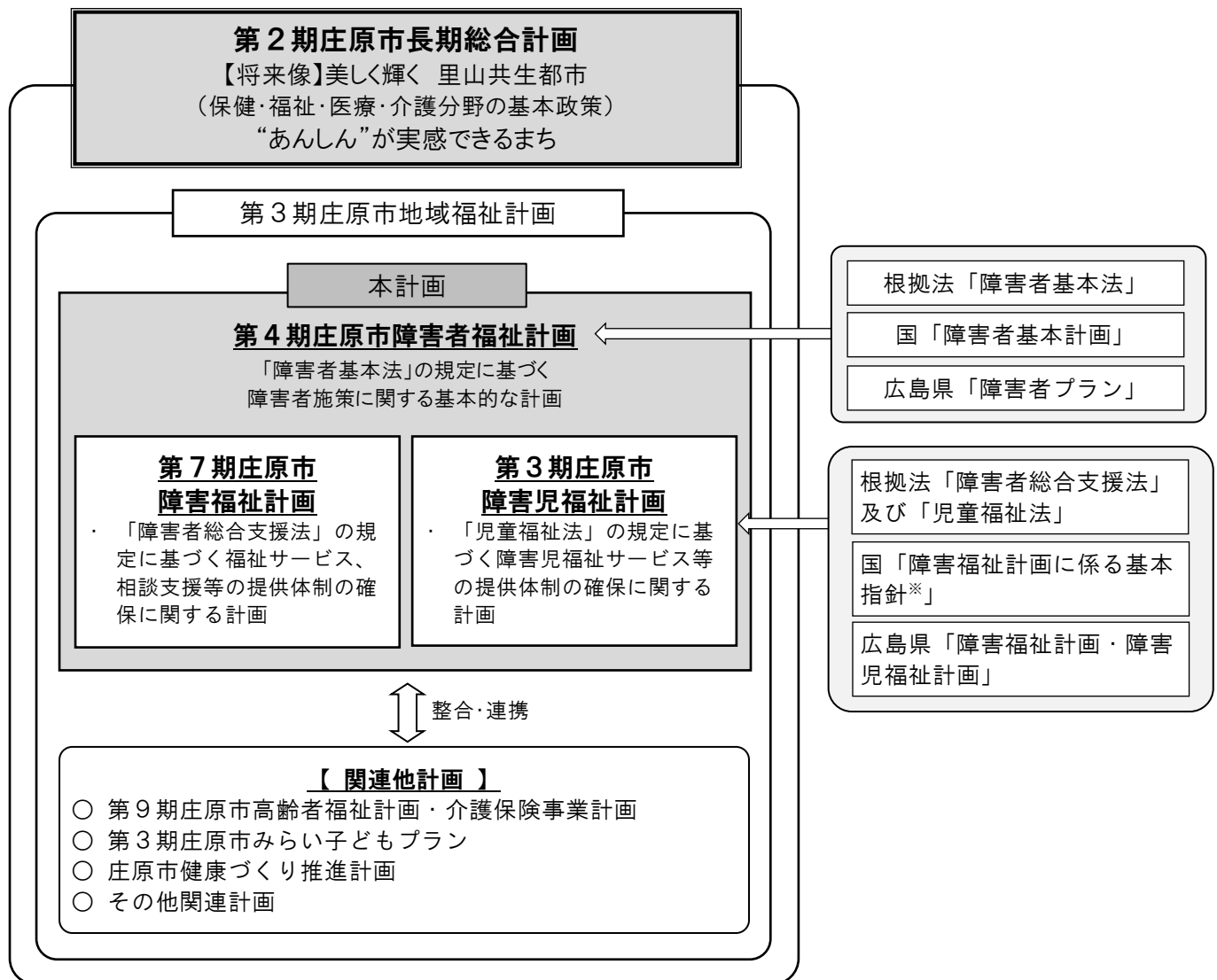


【2】計画の位置付け

本計画における「第4期庄原市障害者福祉計画」は「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、障害のある人の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方「第7期庄原市障害福祉計画・第3期庄原市障害児福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体としたもので、本市の障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量及びその確保方策等を定める計画です。

本計画は、国や県の計画を踏まえ、本市の最上位計画である「第2期庄原市長期総合計画」をはじめ、関連する他の福祉部門計画との整合に配慮します。

【 計画の位置付け 】



※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後
(令和5年5月19日こども家庭庁 厚生労働省告示第一号)」

【3】計画の期間

「第4期庄原市障害者福祉計画」の計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間です。「第7期庄原市障害福祉計画」及び「第3期庄原市障害児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

それぞれの最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障害者計画	第3期計画			第4期計画(本計画)					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画(本計画)			第8期計画(次期計画)		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画(本計画)			第4期計画(次期計画)		

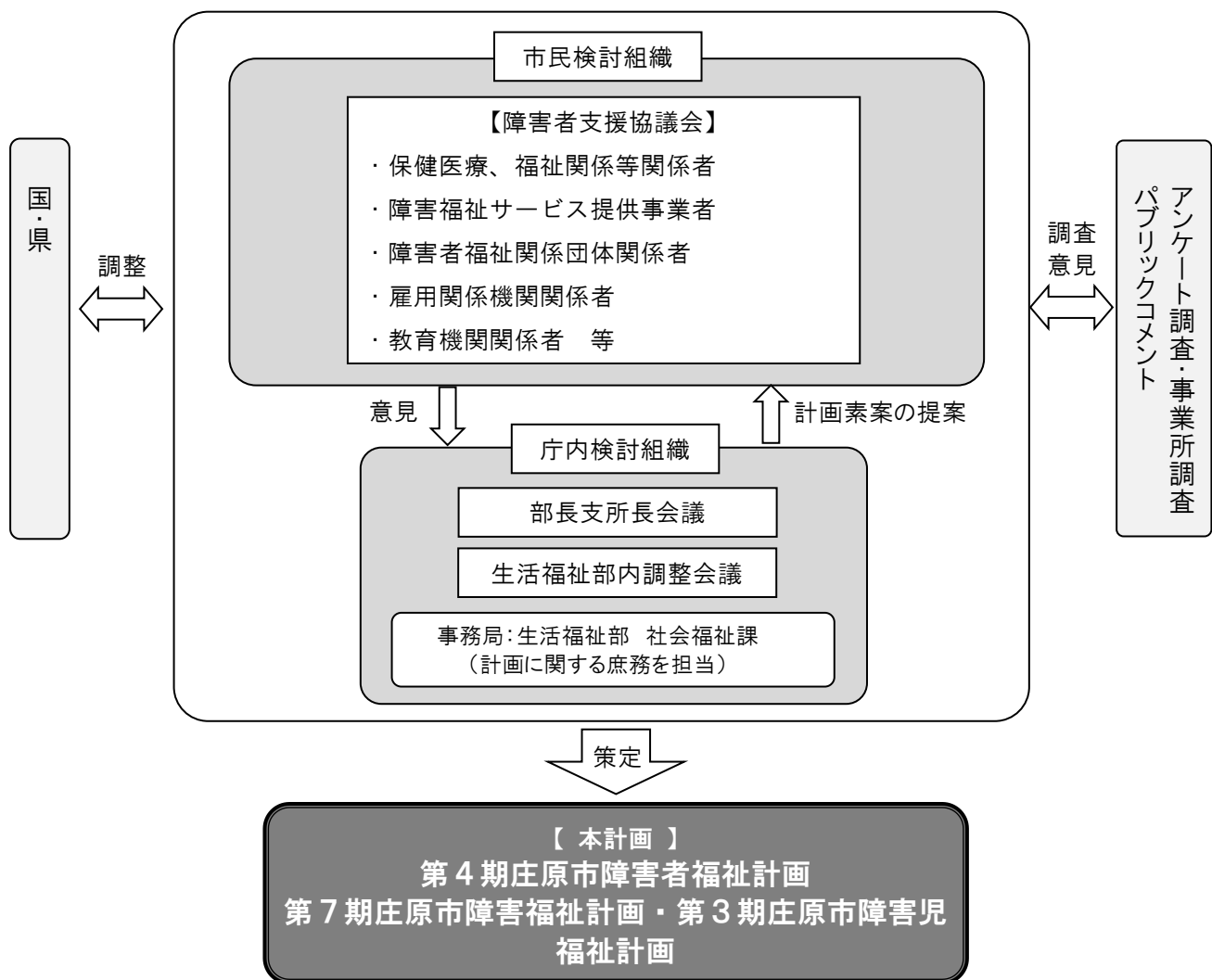
【4】計画の対象者

本計画における「障害者」の概念は「障害者総合支援法」に基づき、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人（発達障害のある人を含む。）並びに制度の谷間となって支援の充実が求められている難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの）としています。また「障害児」に関わる内容については「児童福祉法」に基づき身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害のある児童を含む。）又は難病の児童を対象としています。

【5】計画の策定体制

1 策定の体制

- アンケート調査及び障害福祉サービス提供事業所調査を通じて、市民や関係機関、事業所等の実態や意見を把握
- 関係団体や機関の関係者などから構成される市民検討組織である「障害者支援協議会」及び庁内検討組織における本計画の内容についての審議
- 計画案についてのパブリックコメント（意見公募）による幅広い意見の募集



2 アンケート調査によるニーズの把握

	市民アンケート調査		事業所調査
	障害者手帳所持者等調査	手帳非所持者調査	
調査対象	市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害福祉サービス利用者、障害児通所支援受給者	市内に住所を有する 18 歳以上の市民(障害者手帳非所持者)	障害福祉サービス提供事業所
調査方法	郵送配布～郵送回収		郵送、手交、電子メール等による配布～回収
実施時期	令和5(2023)年2月		令和5(2023)年8月
有効回収数／配布数 (有効回収率)	513 票／1,000 票 (51.3%)	1,670 票／3,000 票 (55.7%)	71 事業所／ 92 事業所 (77.2%)

【6】障害保健福祉圏域について

広島県では、広域的に実施する必要がある各種施設、サービスを整備するため、市町村の枠ではなく「障害者総合支援法」に規定する「当該都道府県が定める区域」となる、7つの「障害保健福祉圏域」を設定しています。この圏域は、保健、医療、福祉の総合的な連携を図るため「広島県健康医療計画における二次保健医療圏」及び「ひろしま高齢者プランの老人保健福祉圏域」と同じ圏域にするとともに、各計画の圏域の見直しの際には、連動するものです。本市は「備北障害保健福祉圏域」に属します。

圏域名	市町名	市町数
広島障害保健福祉圏域	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	8
広島西障害保健福祉圏域	大竹市、廿日市市	2
呉障害保健福祉圏域	呉市、江田島市	2
広島中央障害保健福祉圏域	東広島市、竹原市、大崎上島町	3
尾三障害保健福祉圏域	三原市、尾道市、世羅町	3
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市、府中市、神石高原町	3
備北障害保健福祉圏域	三次市、庄原市	2

【7】計画の推進に向けて

1 庁内の推進体制

障害のある人の福祉にかかる取組は、障害福祉サービスの適切な提供のみならず、障害に対する正しい理解の促進をはじめ、多様な手段を活用した周知、啓発に加え、労働、教育、保健、まちづくりなど庁内の幅広い事業分野に及びます。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の強化を図ります。

2 関係機関との連携の強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係部署のみならず、社会福祉協議会や障害福祉サービス提供事業所、民生委員・児童委員や自治振興区、企業、保健医療機関、住民ボランティア等関係機関との連携を図るとともに、地域における障害のある人に対する支援体制の強化を図りながら、様々な事業を推進します。また、医療機関や教育機関、就労関係、社会福祉施設関係、市民、組織の関係者等様々な分野からの参画により構成される「庄原市障害者支援協議会」において、本計画の進捗状況の報告及び障害福祉の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、連携を図りながら施策への反映に努めます。

3 地域理解の促進

障害のある人の人権が十分に尊重される地域社会を目指し、障害の有無にかかわらず、全ての人が平等に社会活動、日常生活を営む「ノーマライゼーション」の理念を踏まえ、講演会の開催やハンドブックの作成などを行い、障害のある人や障害福祉に対する理解の促進を図ります。

また、障害者支援事業所が実施するイベント情報の提供や住民とふれあうイベントの開催など、地域の交流を促進します。

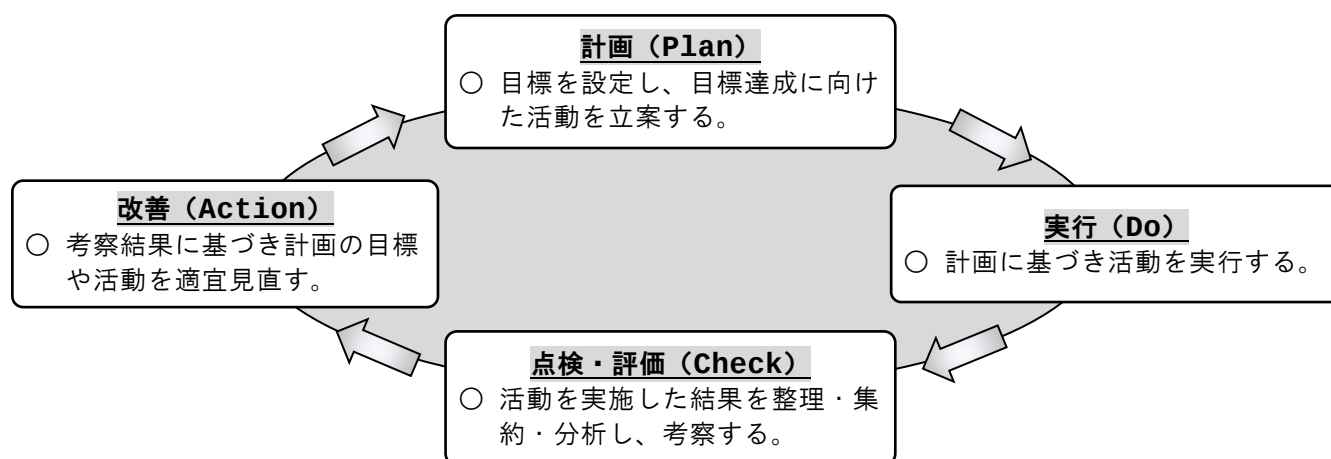
4 計画の周知

本計画は、障害のある人、障害福祉サービス提供事業所、関係機関や関係団体等と行政との連携と協働による推進が重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等多様な手段を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況等を公表していくことで、広く周知を図ります。

5 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



【8】国の障害者基本計画（第5次）の概要

国においては、令和5（2023）年3月に「障害者基本法」第11条の規定に基づく「障害者基本計画（第5次）」を閣議決定しており、障害者施策の最も基本的な計画として改めて位置付けています。

「障害者基本計画（第5次）」では、条約の理念の尊重及び整合性の確保をはじめ、共生社会の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的視点」を定めました。

【 障害者基本計画（第5次）の概要 】

【基本理念】 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

障害者施策の基本的な方向（施策の体系）

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 行政等における配慮の充実
- 6 保健・医療の推進
- 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8 教育の振興
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11 国際社会での協力・連携の推進

【9】国の基本指針について

1 基本指針の見直し

令和5（2023）年5月19日、厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部の改正が告示されました。

基本指針は、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの、本市における「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定するにあたって即すべき事項を定めています。

【基本指針見直しの主なポイント（要旨）】

基本指針	見直しのポイント
1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
3 福祉施設から一般就労への移行等	・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
5 発達障害者等支援の一層の充実	・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・ 発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進
6 地域における相談支援体制の充実強化	・ 基幹相談支援センターの設置等の推進 ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
7 障害者等に対する虐待の防止	・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
8 「地域共生社会」の実現に向けた取組	・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

基本指針	見直しのポイント
9 障害福祉サービスの質の確保	・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
10 障害福祉人材の確保・定着	・ ＩＣＴの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	・ 障害福祉ＤＢの活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重、支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
14 その他：地方分権提案に対する対応	・ 計画期間の柔軟化 ・ 障害福祉サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 成果目標の見直し

国の基本指針では、計画期間が終了する令和8（2026）年度末の成果目標について、次のとおり掲げています。

【 成果目標（令和8（2026）年度）末の目標）の見直しのポイント（抜粋） 】

1 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

3 地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

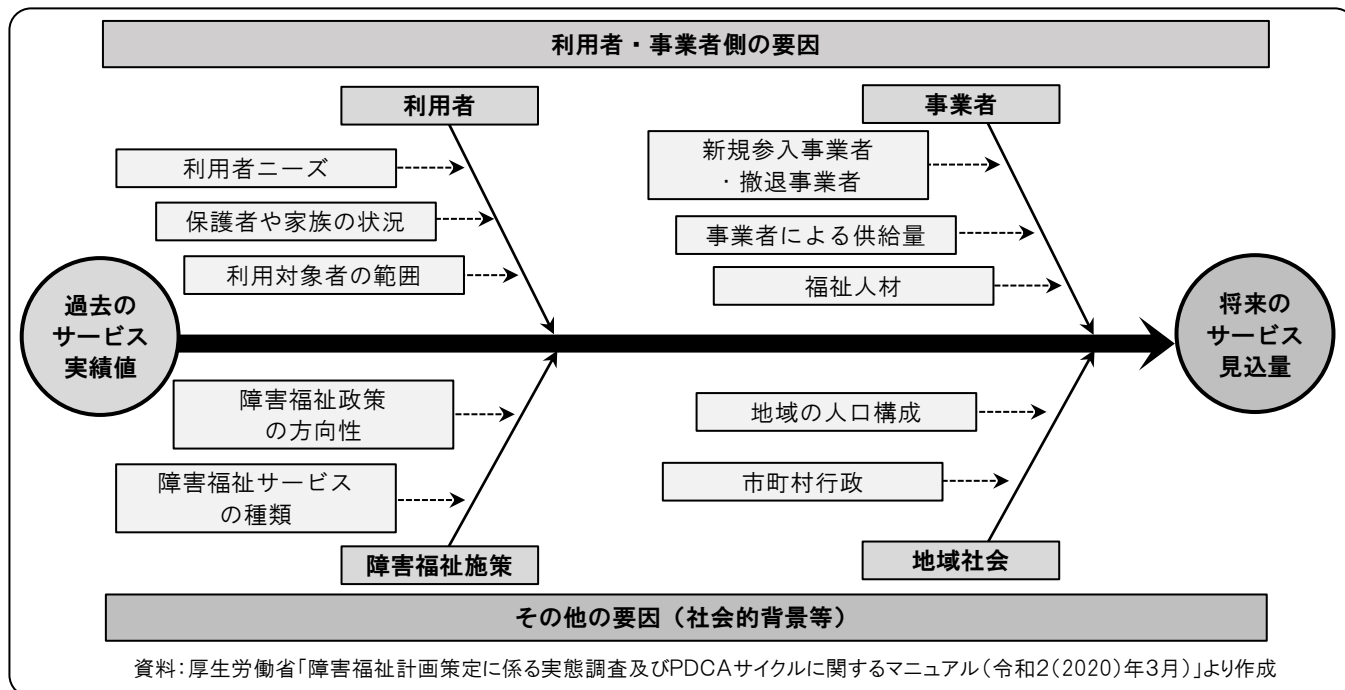
6 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービスの質向上のための体制を構築

【 参考資料／障害福祉サービス見込量の算出にあたっての考え方 】



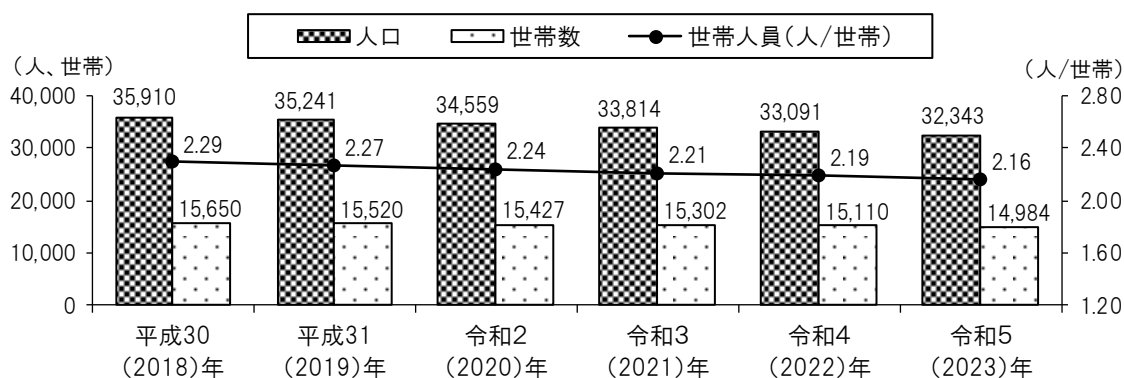
第2章 障害のある人を取り巻く現状

【1】人口の動き

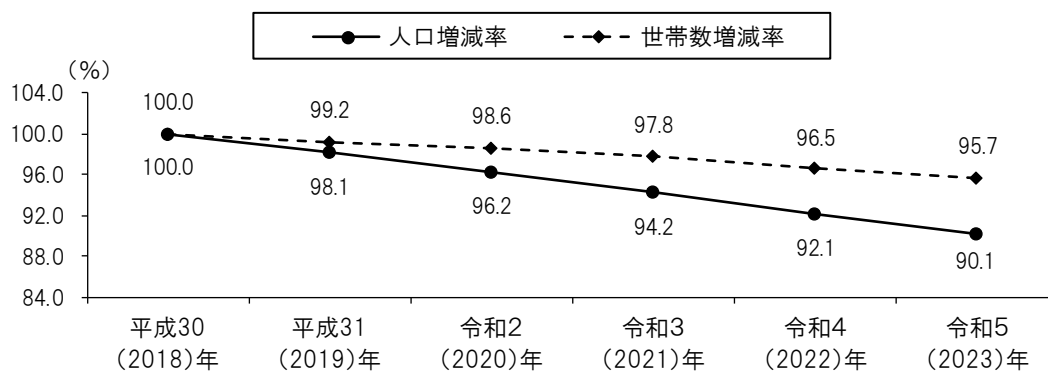
本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和5（2023）年3月末日現在 32,343 人（平成30（2018）年を100とした場合 90.1）となっています。世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30（2018）年の2.29人から令和5（2023）年で2.16人となっています。

本市の高齢化率は、平成30（2018）年の42.0%から令和5（2023）年で44.3%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成30(2018)年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

【年齢別人口の推移】

単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
総人口	35,910	35,241	34,559	33,814	33,091	32,343	90.1
65歳以上	15,083	14,946	14,865	14,777	14,594	14,324	95.0
高齢化率(%)	42.0	42.4	43.0	43.7	44.1	44.3	-

注：増減率は平成30(2018)年を100とした場合の令和5(2023)年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

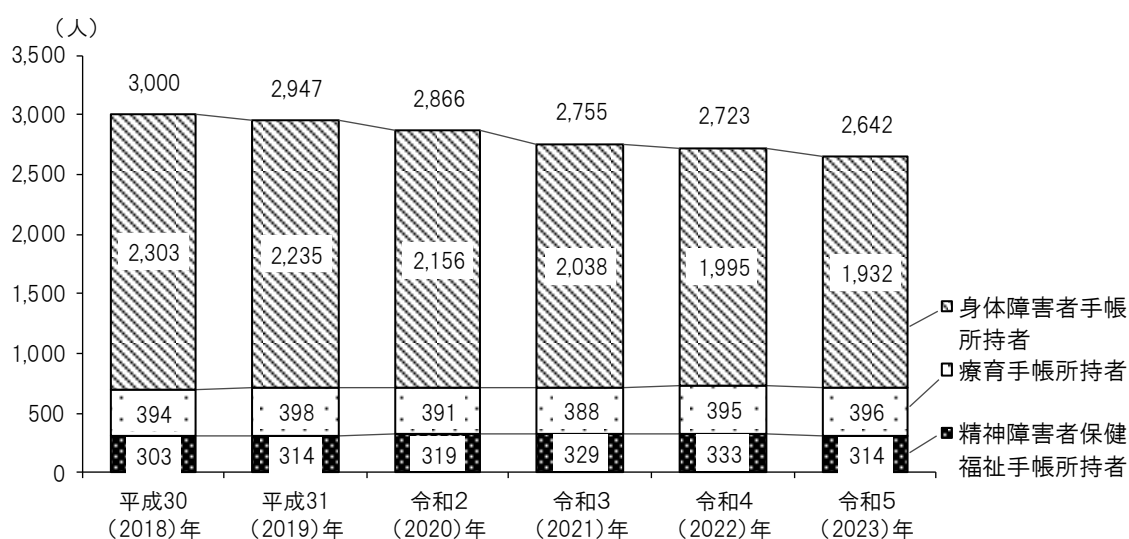
【2】障害のある人の状況

1 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和5（2023）年は2,642人となっています。

手帳の種類別でみると、令和5（2023）年は「身体障害者手帳所持者」が1,932人と最も多く、全体の7割以上（73.1%）を占めています。「療育手帳所持者」は396人（全体に占める構成比15.0%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は314人（同11.9%）となっています。平成30（2018）年からの推移では、特に「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	増減率 (%)
障害者手帳所持者数 合計	3,000	2,947	2,866	2,755	2,723	2,642	88.1
身体障害者手帳 所持者	2,303	2,235	2,156	2,038	1,995	1,932	83.9
療育手帳所持者	394	398	391	388	395	396	100.5
精神障害者保健 福祉手帳所持者	303	314	319	329	333	314	103.6

注：増減率は平成30(2018)年を100とした場合の令和5(2023)年の割合を示している。(以下同様)

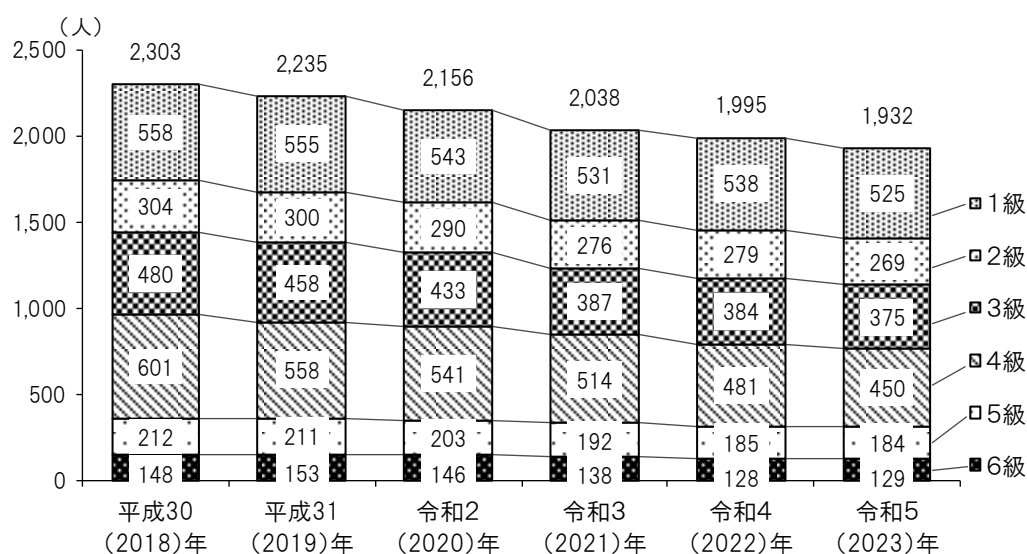
資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

2 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5（2023）年は1,932人となっています。

等級別でみると、令和5（2023）年は「1級」が525人と最も多く、全体の約3割（27.2%）を占めています。次いで「4級」が450人（全体に占める構成比23.3%）、「3級」が375人（同19.4%）の順となっています。平成30（2018）年からの推移では、「3級」及び「4級」の減少が目立っています。また、年齢別では65歳以上が8割以上（83.7%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	2,303	2,235	2,156	2,038	1,995	1,932	83.9
1級	558	555	543	531	538	525	94.1
2級	304	300	290	276	279	269	88.5
3級	480	458	433	387	384	375	78.1
4級	601	558	541	514	481	450	74.9
5級	212	211	203	192	185	184	86.8
6級	148	153	146	138	128	129	87.2

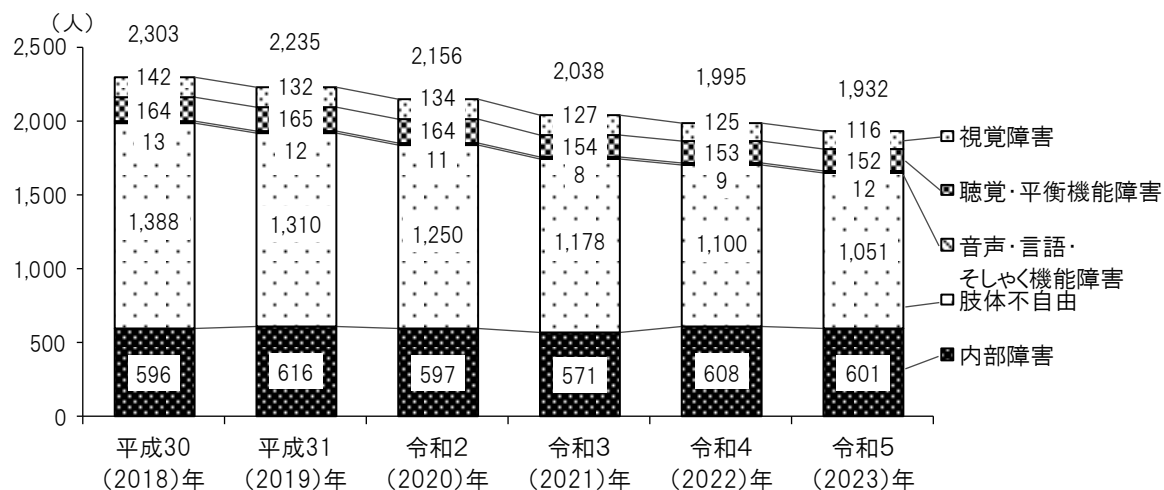
【身体障害者手帳所持者の年齢別構成比】

単位(%)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
18歳未満	1.0	0.9	1.1	0.9	1.1	1.1
18～64歳	15.4	15.2	15.0	14.9	15.2	15.2
65歳以上	83.6	84.0	84.0	84.2	83.7	83.7

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

障害種類別でみると、令和5（2023）年では「肢体不自由」が1,051人と最も多く、次いで「内部障害」が601人、「聴覚・平衡機能障害」が152人の順となっています。平成30（2018）年からの推移では、「肢体不自由」の減少が目立っています。

【障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
合計	2,303	2,235	2,156	2,038	1,995	1,932	83.9
視覚障害	142	132	134	127	125	116	81.7
聴覚・平衡機能障害	164	165	164	154	153	152	92.7
音声・言語・そしゃく機能障害	13	12	11	8	9	12	92.3
肢体不自由	1,388	1,310	1,250	1,178	1,100	1,051	75.7
内部障害	596	616	597	571	608	601	100.8

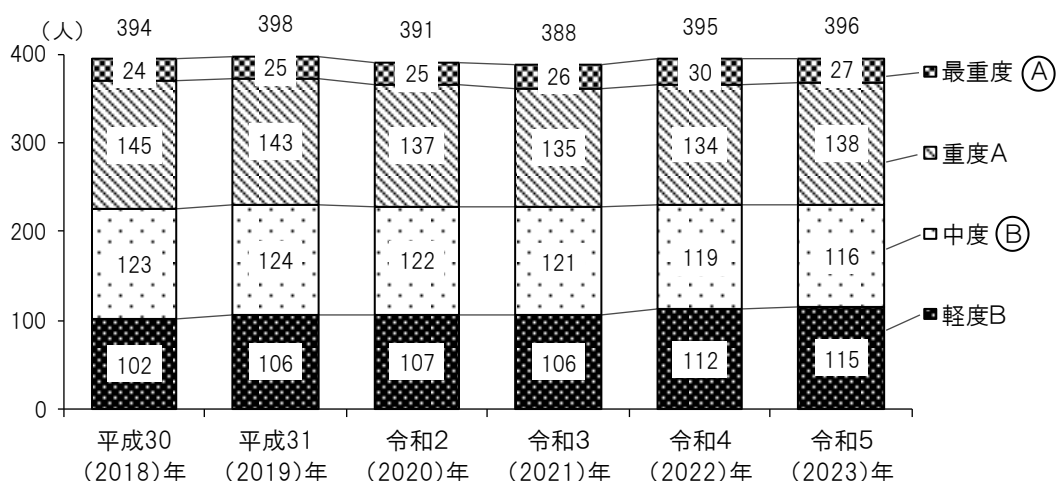
資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

3 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年は396人となっています。

障害程度別でみると、令和5（2023）年は「重度A」が138人と最も多く、次いで「中度（B）」が116人、「軽度B」が115人、「最重度（A）」が27人の順となっています。また、重度障害者（（A）、A）は、約4割（41.7%）となっています。年齢別では18～64歳が6割以上（64.1%）を占めています。

【障害程度別療育手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
療育手帳 所持者数合計	394	398	391	388	395	396	100.5
最重度 (A)	24	25	25	26	30	27	112.5
重度A	145	143	137	135	134	138	95.2
中度 (B)	123	124	122	121	119	116	94.3
軽度B	102	106	107	106	112	115	112.7

【療育手帳所持者の年齢別構成比】

単位(%)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
18 歳未満	15.7	15.3	14.0	12.4	13.7	14.4
18～64 歳	65.7	65.5	67.4	67.5	66.3	64.1
65 歳以上	18.7	19.3	18.6	20.1	20.0	21.5

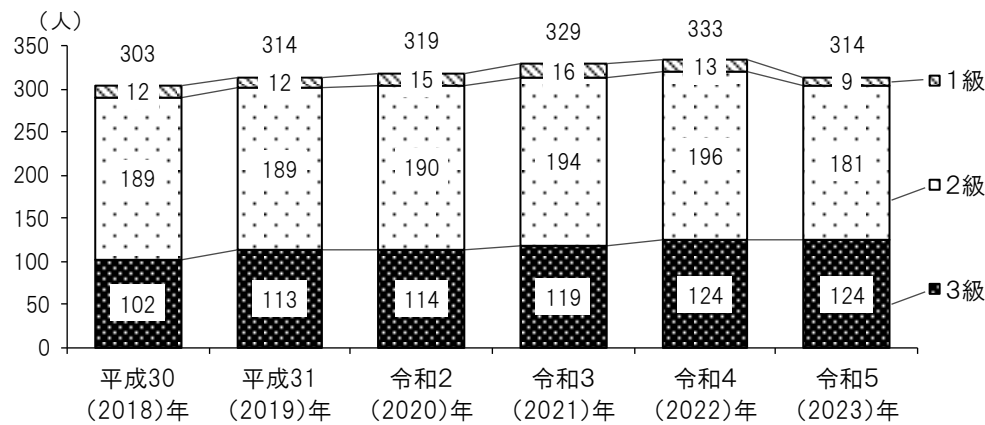
資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にありましたが、令和5（2023）年は減少に転じ314人となっています。

等級別でみると、令和5（2023）年は「2級」が181人と最も多く、全体の6割近く（57.6%）を占めています。次いで「3級」が124人（全体に占める構成比39.5%）、「1級」が9人（同2.9%）の順となっており、平成30（2018）年からの推移では、「3級」の増加が目立っています。また、年齢別では18～64歳が約7割（71.7%）を占めています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	303	314	319	329	333	314	103.6
1級	12	12	15	16	13	9	75.0
2級	189	189	190	194	196	181	95.8
3級	102	113	114	119	124	124	121.6

【精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比】

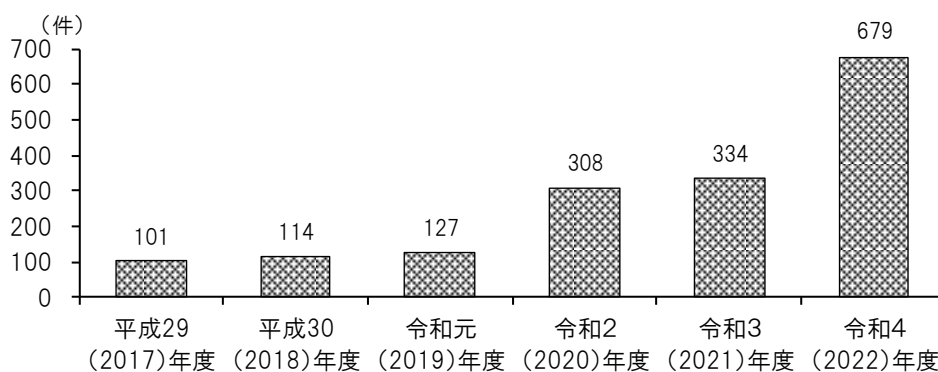
単位(%)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
18 歳未満	3.0	2.5	2.8	1.8	2.7	2.5
18～64 歳	71.9	72.2	74.1	74.2	71.5	71.7
65 歳以上	25.2	25.3	23.1	24.0	25.8	25.8

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

5 発達障害に関する相談状況

発達障害に関する相談件数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度は679件となっています。

【発達障害に関する相談件数の推移】

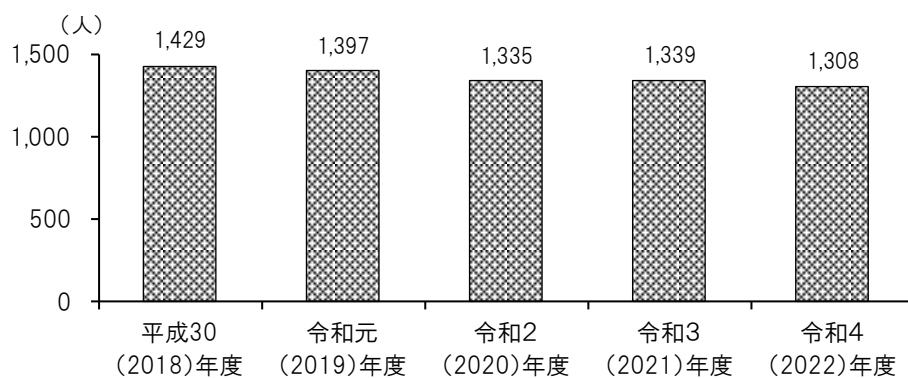


資料: 社会福祉課(各年度4月1日現在)

6 重度心身障害者医療受給者の状況

重度心身障害者医療の受給者数をみると、緩やかな減少で推移しており、令和4（2022）年度は1,308人となっています。

【重度心身障害者医療受給者数の推移】



資料: 保健医療課(各年度3月末日現在)

7 障害児を取り巻く教育環境の状況

本市の小学校・中学校における特別支援学級の在籍者数については、令和5（2023）年度で小学校が63人、中学校が18人となっており、中学校の生徒数は減少傾向にあります。が、小学校は増加傾向にあります。

広島県立庄原特別支援学校の在籍者数は、令和5（2023）年度で小学部が14人、中学部が7人、高等部が16人となっています。

【特別支援学級 在籍者数の推移】

単位(人)		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
小学校	学級数	21	24	27	23	24	26
	児童数	32	43	51	49	57	63
中学校	学級数	10	11	12	12	11	9
	生徒数	26	23	26	22	22	18

資料:教育委員会(教育指導課)(各年度4月1日現在)

【庄原特別支援学校 在籍者数の推移】

単位(人)	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
小学部	7	10	11	10	14	14
中学部	3	2	3	5	6	7
高等部	26	23	22	16	18	16

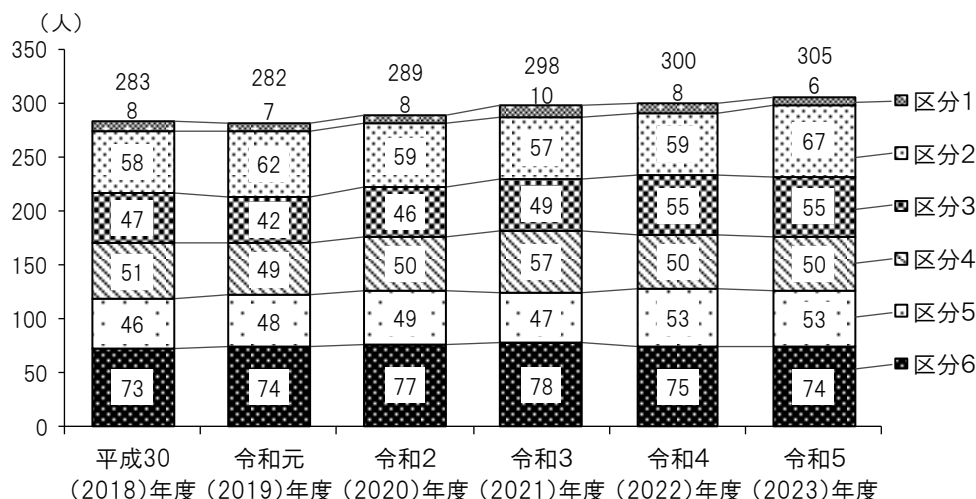
資料:広島県立庄原特別支援学校(各年度5月1日現在)

8 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5（2023）年度は305人となっています。

区分別でみると、令和5（2023）年度では「区分6」が74人と最も多く、次いで「区分2」が67人、「区分3」が55人の順となっています。平成30（2018）年度からの推移では、「区分2」「区分3」「区分5」が増加しています。

【障害支援区分認定者数の推移】



単位(人)	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	増減率 (%)
合計	283	282	289	298	300	305	107.8
区分1	8	7	8	10	8	6	75.0
区分2	58	62	59	57	59	67	115.5
区分3	47	42	46	49	55	55	117.0
区分4	51	49	50	57	50	50	98.0
区分5	46	48	49	47	53	53	115.2
区分6	73	74	77	78	75	74	101.4

資料：社会福祉課(各年度4月1日現在)

【3】障害者手帳所持者等アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

1 回答者の状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 年齢は、50 歳以上で 7 割、65 歳以上で 4 割以上を占めており、18 歳未満は 4.9%となっています。身体障害のある人は 6 割近くが 65 歳以上で、知的障害のある人は約 3 人に 1 人が 29 歳以下となっています。
- 知的障害のある人の 4 割以上、また 29 歳以下の過半数が「発達障害の診断」を受けています。
- 身体障害のある人のおよそ 4 人に 1 人、また 65 歳以上のおよそ 3 人に 1 人が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けています。
- 主な介助者は、身体障害のある人の場合「配偶者（夫または妻）」、知的障害のある人は「父または母」が多くなっています。主な介助者の年齢が 60 歳以上である割合は、身体障害のある人で 6 割以上を占め、その介助者の 4 割以上が健康に不安を感じています。
- 介助者がなくなった場合の支援として「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」をはじめ「経済的な支援の充実」「相談支援の充実」「災害時の避難支援」などが求められています。

今後の課題	● 障害のある人の高齢化を見据えた支援内容の充実をはじめ、若年層の知的障害のある人など、障害区分や年齢による特性の違いに配慮した支援内容の検討が必要です。 ● 介助者の高齢化に伴い、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。また、介助者や親亡き後に備え、介助者の確保や相談体制の充実など、生活支援体制の充実が必要であるとともに、障害者施設から介護保険施設へのスムーズな移行の在り方の検討が必要です。 ● 発達障害について、医療機関や専門の医師の確保をはじめ、適切に医療機関につなぐ体制の整備が必要です。
-------	--

2 障害福祉サービスの利用について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在利用している障害福祉サービスは「福祉タクシー券・自動車燃料助成券」「生活介護」「居宅介護（ホームヘルプ）」「日常生活用具給付」「就労継続支援（B型）」の順に多く、今後利用したい障害福祉サービスは「福祉タクシー券・自動車燃料助成券」「短期入所（ショートステイ）」「自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）」「居宅介護（ホームヘルプ）」の順に多くなっています。
- 18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」の順に多く、今後利用したいサービスは「児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」の順となっています。
- 障害福祉サービスに対して、身体及び知的障害のある人の満足度は6割以上みられますが、精神障害のある人の満足度は低くなっています。
- 障害福祉サービスに対して、6割以上が「利用しやすい」と回答する一方、精神障害のある人の3割以上が不便さを感じています。
- 今後、障害福祉サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」などが求められています。

今後の課題	● 自立訓練に対するニーズも比較的高く、グループホームや一般住宅等へのスムーズな移行に向けた支援とともに、障害福祉サービス提供事業所との協議の場の充実など、連携の強化が必要です。 ● 18歳未満では、特に「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」のニーズに対する事業所の確保や対応が必要です。 ● 障害福祉サービスについて、障害の区分や特性に配慮した分かりやすい情報提供が求められています。また、申請手続きの簡素化、相談体制の充実や適切なアドバイスに向けた体制づくりが必要です。
-------	---

3 住まいや暮らしについて

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人の7割近くが自宅で家族等と暮らしており、自宅で一人で暮らしている人は2割未満です。また、約6割が今後も自宅で家族等と暮らしたいと希望していますが、特に精神障害のある人は一人での暮らし、知的障害のある人では福祉施設での暮らしを希望する人がそれぞれ多くなっています。
- 地域で安心して暮らすために必要な支援については、特に精神障害のある人で「医療や生活にかかる費用の負担が軽減されること」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」が求められているとともに、知的障害のある人では「障害のある人にとって暮らしやすい住まいが確保できること」などが求められています。

今後の課題	● 在宅や希望する場所で生活ができるよう、経済的負担の軽減をはじめ、障害特性に応じた住環境の整備、相談体制の充実が必要です。 ● 精神障害のある人にも対応した、地域包括ケアシステムの充実を図り、医療費の助成等経済的な支援など国や県の動向を見据えながら、支援の充実を図る必要があります。
-------	--

4 相談について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 困ったときの相談先は「家族・親族」が大半を占めていますが、知的障害のある人では「福祉施設の職員」、精神障害のある人では「病院の医師や看護師など」がそれぞれ多くなっており、公的な機関や相談員等に相談する割合は低い状況です。
- 相談先に対しては「1か所でどんな相談にも対応できること」「障害の特性に応じて専門の相談ができること」「身近な地域で相談できること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」などが求められています。
- ピアサポート活動は7割以上が「知らない」と回答しており、参加率は5%程度となっています。一方で「ピアサポート活動」に4割以上が参加への意向を示しています。

今後の課題	● 身近な地域でワンストップでというニーズがうかがえます。障害の特性や年齢など個別の状況に対応できる相談支援機能の充実が必要です。そのため、それらの窓口の周知と関係機関との連携の強化が必要です。 ● 障害のある人の様々なニーズや困難事例に対応できるよう、研修等の充実による相談支援専門員の技術の向上を図ることが必要です。 ● ピアサポート活動についての周知をはじめ、きめ細かな情報提供によって参加を促進していく必要があります。
-------	---

5 外出について

- 障害のある人が「週に数回以上」外出する割合は7割以上を占め、買物や通院、通勤、通学等が主な目的となっていますが、年齢が上がるほど外出頻度は低くなる状況にあります。
- 外出するときに困ることとして、身体障害のある人では「道路や歩道に階段や段差が多い」「バスや電車の乗り降り」、知的及び精神障害のある人で「困ったときにどうすればいいのか心配」などへの回答が多くみられます。

今後の課題	● 障害の有無にかかわらず、誰もが快適に、安全に生活することができるよう、合理的配慮に基づいたユニバーサルデザインのまちづくり、バリアフリーのまちづくりへの継続的な取組が必要です。 ● 今後、ニーズの高まりが想定される移動支援の充実を図る必要があります。段差解消などのハード面や人的サポートなどのソフト面の環境の整備が必要です。
-------	--

6 就労について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在、18 歳以上の障害のある人の約 4 割が就労しており、そのうち知的障害のある人は、3 割以上が「福祉施設・作業所等」で工賃をもらって働いています。
- 「福祉施設・作業所等」で働く人のおよそ 3 人に 1 人は、今後の一般就労を希望しています。
- 就労していない人は、日中「自宅で過ごしたい」が過半数みられますが、およそ 5 人に 1 人が「働いて収入を得たい」と回答しており、特に精神障害のある人で就労希望者が多くなっています。
- 障害のある人が働きやすくなるために「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「通勤手段が確保されていること」「職場で差別がないこと」などが求められています。

今後の課題	● 障害の区分や特性による、それぞれのニーズに応じた就労の場の充実に向けた取組が必要です。そのため、一般企業に対する障害者雇用に関する理解の促進、また、一般就労への移行や工賃、賃金向上の促進が必要です。 ● 職場における合理的配慮の徹底や差別の禁止、短時間勤務や通院しながらの勤務など柔軟な労働条件の整備などが求められています。また、できるだけ職場に長く定着できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携し、啓発活動をはじめ、就労定着支援事業の利用を促進する必要があります。
-------	--

7 人とのコミュニケーションや社会参加について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 障害のある人に対する理解について「深まってきている」は、1 割程度にとどまっており、約 4 人に 1 人が「理解が深まっているとは思わない」と回答しています。
- コミュニケーションをとるときに「一度にたくさんのことを言われると混乱する」「自分の言いたいことが相手に伝わらない」「初対面の人に会うとき不安を感じる」「自分の意見を言うタイミングがつかめない」などで困っている人が多く、特に知的及び精神障害のある人で困難なケースが目立っています。
- 社会活動に参加しやすくなるために「地域の活動や行事があるときの誘いの声かけ」「地域の人たちの理解」「障害のある人自身の積極性」などが求められています。

今後の課題	● 障害や障害のある人への正しい理解を深め、合理的配慮の提供など地域共生社会の実現に向けた啓発活動の充実が必要です。 ● 地域活動への障害のある人の積極的な参加を促進し、地域住民との交流を通じて互いに理解を深めることが必要です。
-------	--

8 権利擁護について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 差別や嫌な思いをした経験について4割近くが「ある」と回答しており、特に知的及び精神障害のある人で多くなっています。その場面としては「街中での人の視線」や「仕事や収入面」「日常生活の中で周りの人から」「隣近所づきあい」などが多く回答されています。
- 成年後見制度の認知率は6割を占める一方、知的障害のある人や若い年齢層では、その割合は低くなっています。

今後の課題	● 障害のある人に対する差別や偏見を解消するため、様々な機会を通じて人権擁護に関する啓発活動を充実する必要があります。 ● 障害のある人の高齢化や親亡き後の生活を見据えて、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる人の早期発見など、地域における権利擁護に関する取組の強化が必要です。 ● 権利擁護や成年後見制度などについて、分かりやすい情報提供をはじめ社会福祉協議会との連携、中核機関の設置に向けた検討が必要です。
-------	---

9 災害時のことについて

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 災害時の自力での避難が困難な人は4割を占め、特に知的障害のある人や18歳未満でその割合が高くなっています。
- 災害時に必要な対策については「安全な場所まで、すぐに避難できる対策ができていること」「障害の特性に応じて、避難場所や被害状況の情報を入手できること」「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」「福祉避難所など障害のある人に配慮した避難場所が確保できること」などが求められています。

今後の課題	● 障害のある人やその家族に対し、防災や防犯に対する啓発活動の推進が必要であるとともに、地域と協働して、災害時の避難対策と支援体制の充実を図ることが必要です。 ● 災害時に避難の支援が必要な人の状況の把握に努め、住民自治組織と連携した災害時の支援体制づくりが必要です。
-------	--

10 療育・保育・教育について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 多くの障害のある子どもが、現在、学校等へ通所、通学しており、そのうち約2割が「特別支援学校」で学んでいます。
- 子どもの介助等での保護者の不安や悩みは「近くに専門の医療機関や療育機関がない」をはじめ「何かあったときに世話を頼める人がいない」「通院費など経済的な負担が大きい」「相談するのに時間がかかる」「身体的・精神的な負担が大きい」の順に多くなっています。
- 保護者が必要とする支援として「就労への支援」「経済的な支援」「相談支援や情報提供の充実」などが求められているとともに、子どもに対しては「通園・通学先で障害の特性や発達に合わせた支援をしてくれること」「まわりの子どもが障害への理解を深めること」「身近な場所で子どもの発達について相談できる場所を増やすこと」などが求められています。

今後の課題	● 障害や発達障害のある子どもの養育に対する不安や負担を軽減するため、相談体制の充実、レスパイト事業への取組の充実が必要です。 ● 関係機関との情報共有や連携を図り、障害の特性に応じた適切な支援の充実をはじめ、学校等への入所、入学時における円滑な移行の促進が必要です。 ● 障害のある子どもの教育を受ける権利を守るための合理的配慮や基礎的環境の整備をはじめ「共生社会」の実現を目指すインクルーシブ教育の推進が必要です。
-------	---

11 行政の福祉施策について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人が住みやすいまちをつくるため行政が取り組むべきこととして「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「障害福祉サービスを利用しやすくする」「相談窓口を充実する」「誰もが障害について学び、理解を深める機会を増やす」などが求められています。

今後の課題	● 障害福祉サービスの適切な利用の促進をはじめ、経済的な支援、相談体制の充実、障害についての理解の促進など、他職種の関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制を充実させていく必要があります。
-------	---

【4】手帳非所持者アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

1 地域との関わりについて

【調査結果の概要（ポイント）】

- 近所付き合いの程度については、およそ3人に1人が「困ったときに助け合う親しい人がいる」と回答しており「ほとんど付き合いはない」人は1割程度と少ない状況ですが、若い年齢層ほど「ほとんど付き合いはない」人が増える傾向にあります。
- 地域の福祉課題への関心度については8割以上が関心を示していますが、若い年齢層や近所付き合いが薄い層では関心度は低い状況です。
- 地域の行事や活動などへの参加状況については「自治振興区や自治会、班、常会などの活動」をはじめ「お祭り・盆踊り」「趣味のサークル・文化・スポーツ活動」「老人クラブ活動」の順に参加者は多くなっています。
- 福祉の担い手について「福祉や地域のことは、行政と住民が協力し、共に取り組むべきである」が最も多く回答されています。

今後の課題	● 「共生社会」の実現に向けて、全ての市民が地域の福祉に関心を持ち、住民同士で支え合い、助け合いの意識を醸成していくことが重要です。若い年齢層でも、日頃の挨拶から「困ったときに助け合える関係」に発展させていくための意識啓発が必要です。
-------	---

2 障害のある人とのふれあいについて

【調査結果の概要（ポイント）】

- 障害のある人の身近な存在については「家族など身近な親族」「近所」「職場」の順に多く、29歳以下で「学校」、30～60代で「職場」の割合が高くなっています。
- 障害のある人が困っているときの対応については「その場の状況に応じて対応を考える」「声をかけたり、手助けしたりする」の順に多くなっていますが、特に福祉に関心がある人ほど「声をかけたり、手助けしたりする」割合が高くなっています。
- 障害のある人への手助けの経験については「席をゆずったことがある」「車椅子を押すのを手伝ったことがある」「相談相手や話し相手になったことがある」の順に多い一方で、約3割が「手助けしたことはない」と回答しており、若い年齢層や福祉に関心がない層でその割合が高くなっています。
- 障害のある人とふれあう機会に約4割が参加意向を示していますが、福祉への関心度が低い人ほど「参加したいと思わない」が増える傾向にあります。

今後の課題	● 障害のある人と交流できる地域の行事やイベント等の開催を促進するとともに、互いに理解を深めることで、地域における助け合いの意識を醸成していくことが必要です。
-------	---

3 障害に対する理解などについて

【調査結果の概要（ポイント）】

- 「共生社会」の認知率は7割以上で、若い年齢層や福祉に感心がある人ほど「内容までよく知っている」割合が高く、一方で福祉に関心がない人は、その6割以上が「知らない」と回答しています。
- 「障害者差別解消法」については、およそ2人に1人は「知らない」と回答しており、「障害者週間」については、約6割が「知らない」と回答し、また、福祉への関心度が低い人ほど「知らない」人も増加する傾向にあります。
- 障害を理由とする差別や偏見については、約4割が「ある」と回答しており、若い年齢層ほど、その割合が増える傾向にあります。
- 障害のある人が地域で生活するときの問題については「就職・職場で不利な扱いを受けること」「外出時に道路、交通機関、店舗、公園等の利用が不便なこと」「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深めるような機会が少ないこと」などの順に多くなっています。
- 障害のある人と生活していくために必要なことについては「障害の有無にかかわらず、誰でも参加しやすい地域活動を増やす」「学校教育の中で障害に対する理解を深める」「子どもの頃から障害のある人とふれあう機会を増やす」などが求められています。
- 障害のある人の就労を促進するために必要なことについては「障害があっても働き続けることができる体制を整える」「福祉作業所などで、障害のある人の働く機会を増やす」「行政が、障害のある人をもっと雇用する」などが多く回答されています。
- 障害のある人に対する行政の取組については、およそ4人に1人が「進んでいる」と回答する一方で「進んでいない」も4割近くを占めています。
- 障害者の暮らしやすさについて、庄原市に対する評価は、およそ3人に1人が「暮らしにくい」と回答しています。

今後の課題	● 障害者差別解消法や障害者週間など、障害のある人の社会参加の促進につながる、共生社会の理念を周知する必要があります。 ● 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化や不当な差別的取扱いの禁止など、共生社会の実現を目指す障害者差別解消法の理念に関して、市民の理解を深める必要があります。
-------	--

4 障害福祉について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人のために市が力を入れるべき取組については「何でも相談できる窓口を充実すること」「地域で安心して生活できる福祉サービスを充実すること」「障害のある人が働く場所を増やすこと」などが求められています。

今後の課題	● 相談体制や障害福祉サービスの充実をはじめ、就労機会の確保、障害についての理解の促進など、関係機関との連携を図りながら、障害のある人を皆で支える体制づくりを推進していく必要があります。
-------	---

【5】事業所調査結果から読み取れる現状と課題

本計画の策定にあたって、市内の障害福祉サービス提供事業所に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

1 障害者福祉事業を運営する上で困っていること（問題点や課題）

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- ・ 職員等担い手の不足
- ・ 職員の高齢化
- ・ 人材不足や定着について問題、課題が多いです。特に人材不足により夜勤者不足が続いています。
- ・ 利用者の高齢化、介護保険への移行による利用者の受け入れ
- ・ 利用者の減少による経営状態の悪化
- ・ 介護者（親）の高齢化により、将来の生活の場を確保する必要があるが、待機期間が長く緊急時の対応も資源の少なさからスムーズに行えない可能性がある。
- ・ 利用者が広範囲から通ってくるので送迎が大変
- ・ 専門性を持つ職員（特に療育分野）の不足
- ・ 家族の希望と本人の能力の差による事業所と家族、本人とのコミュニケーションの取りにくさ
- ・ 看護職員の確保が困難であり医療的ケアを必要とする方の受け入れが困難である。

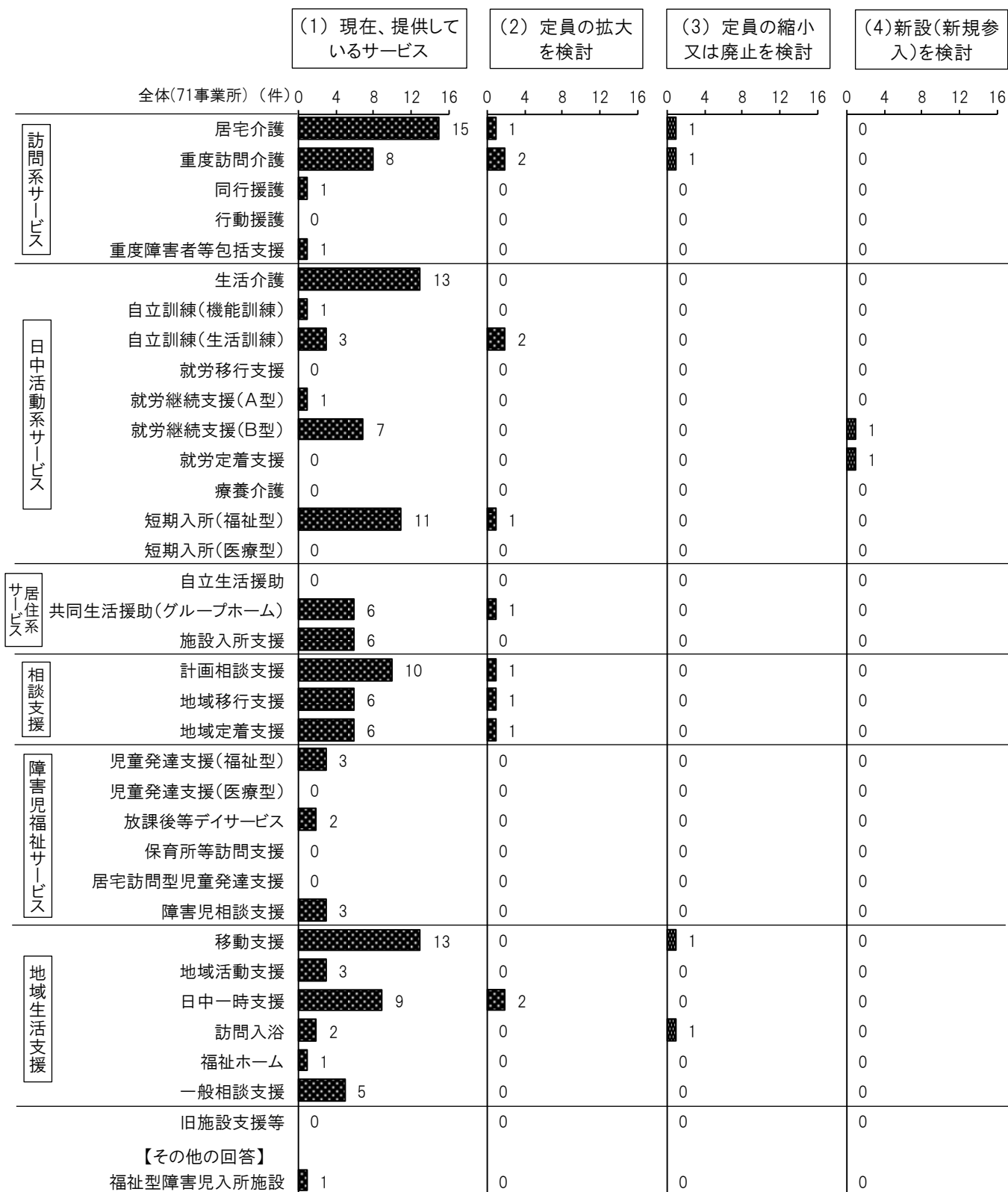
2 人材を定着させるために取り組んでいること

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- ・ 技術向上のための研修、資格手当
- ・ 福利厚生の実施
- ・ 職員ミーティングや行事の実施
- ・ 資格手当
- ・ 資格取得に向けた支援
- ・ 施設内研修
- ・ 資格や能力に応じた適正な人事評価及び人材配置
- ・ 管理職及び職員の資格取得並びに技術向上のための研修キャリアに応じた給与体系等の構築
- ・ 育児休業や介護休業が取得しやすいよう規程を設け取り組んでいる。
- ・ 非常勤から常勤雇用への転換
- ・ 修学資金を貸与（生活費込）、その他資格取得等の支援
- ・ 職員紹介の奨励制度（奨励金の支給）

3 今後3年間のサービス提供体制について

【 71 事業所の回答の内訳 】



4 庄原市に対する意見や要望

【 主な回答結果（回答要旨：抜粋） 】

- ・ A I 機能を利用した事務対応があれば活用したみたい。
- ・ 介護保険に移行する高齢利用者の受け入れ体制を支援してほしい。
- ・ 重度の障害者が利用できるショート、入所施設が増えるとよい。
- ・ 現在の県北の障害福祉サービス事業所の空き情報、利用状況程度の把握がスムーズにできるとよい。
- ・ 障害のある人がバリアフリーで楽しく過ごせる公園、遊具等を作ってほしい。
- ・ 基幹型相談支援事業所の設置
- ・ 在宅者への支援（物価高騰による経済的支援）
- ・ 児童発達支援センターの設置
- ・ 検査や相談等の窓口の一本化
- ・ 障害児支援部会の開催
- ・ 児童発達支援事業所の整備、インクルーシブ保育
- ・ 庄原市という広い市の障害者支援をフォローするための送迎方法の検討
- ・ 「障害者優先調達推進法」の有効な活用、行政の仕事（封筒入れ）などの就労事業所での請け負いの充実
- ・ 介護保険と障害福祉の人員配置において、人員の配置基準（人数や資格など）を緩和してほしい。また、少人数での事業所指定が可能となるよう検討していただきたい。
- ・ 事業所から自宅まで距離のある人について、公的な移動支援がほしい。
- ・ 訪問入浴の介護報酬については、処遇改善手当の費用の上乗せを検討してほしい。
- ・ 障害福祉サービスから介護保険へ移行される方は、今後、増加すると思うので、これらの連携を支援してほしい。

第2部 第4期庄原市障害者福祉計画

第1章 第3期計画の実施状況と点検・評価結果からみた課題

本市では、第3期計画に基づいて実行している施策や事業について、定期的に点検や評価を行い、その進捗状況を整理することによって課題を抽出し、今後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第3期計画の事業の実施状況の検証を踏まえた今後の課題を整理しました。

基本目標1

“おたがいさま”を感じる市民理解の促進

基本施策（1） 啓発と情報提供

【これまでの主な取組内容】

- 障害や障害のある人、障害者福祉について関心を持ち、理解を深めてもらえるよう、講演会を開催するとともに、障害者週間※に合わせて市役所や各支所に懸垂幕を掲示するなど、障害者週間の周知を図りました。
- 障害者福祉ハンドブックや福祉制度一覧表を更新し、関係機関等へ配布して活用を促進するとともに、市の広報紙やホームページを活用した周知、情報提供の充実に努めました。
- 障害者差別の解消や合理的配慮について、庁舎窓口に啓発パンフレットやちらし等を設置したほか、市のホームページを活用して周知に努めました。

【点検・評価結果から見た今後の主な取組課題】

- 障害福祉サービスの内容について、障害のある人やその家族、支援者に分かりやすく認知されるよう、広報をはじめ様々な媒体を活用して、更なる周知に取り組む必要があります。また、障害者相談員や相談支援事業所の相談員等に適宜情報を提供するとともに、必要に応じて研修を実施していくことも必要です。
- 障害者差別の解消や合理的配慮について、更なる周知と啓発に取り組むとともに、障害者差別解消支援地域協議会で、障害者差別の解消に向けた啓発事業や取組の在り方について協議する必要があります。

※ 障害者週間は12月3日から9日まで。

基本施策（２）支え合い活動への支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の関係団体と連携し、地域ニーズの把握に努めました。
- 社会福祉協議会ボランティアセンターの運営支援のほか、ボランティアサークルへ要約筆記や手話入門講座を委託し、サークルの人材確保に努めました。
- 障害者団体や保護者会の自主的な活動の運営や活動を支援するとともに、身体障害者手帳交付時に、身体障害者連合会発行のちらしを配布し、加入を促進しました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 各団体の会員の高齢化等に伴い、会員数が減少して団体の維持が困難となっているため、加入への促進を支援する必要があります。

基本施策（１） 外出・移動への支援**【 これまでの主な取組内容 】**

- 市の広報紙を活用して、外出支援券の交付受付開始時期や手続き方法の周知を図るとともに、年度末から交付申請受付を開始して、利用者の利便性を図りました。
- 福祉タクシー券の上乗せ交付や交通費の助成を行い、じん臓機能障害者の経済的負担の軽減を図りました。
- 障害者団体（身体障害者連合会、重度障害児者を守る会）が貸し切りバス等で外出する際のバスの手配や経費負担を実施し、社会参加の促進を支援しました。
- 障害のある人の自動車改造助成や運転免許取得費を支援するとともに、各種手帳新規交付時に、高速道路割引や思いやり駐車場、乗車運賃割引等について説明し、自立と社会参加の促進を図りました。
- 障害者相談支援事業所と連携し、支援が必要な障害のある人に、同行援護や移動支援のサービスを適切に提供するとともに、移動支援の対象者に発達障害のある人を加え、通学等での利用を案内しました。
- 障害のある人のコミュニケーション支援として、手話通訳者・要約筆記者を派遣しました。
- 地域の運転支援員が協力し、社会福祉協議会が保有、リースする福祉車両等で車椅子利用者等、歩行が困難な人の通院や外出を支援しました。また、支援対象者の家族や近隣者等の協力が得られる場合は、車両を貸し出しました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 手話通訳者の人材不足の解決に向け、有資格者養成のための環境の整備に向けて取り組む必要があります。
- 近年の定年延長や高齢者の再雇用等社会構造の変化、高齢化により不足している運転支援員の確保に向けた取組が必要です。

基本施策（２）就労の促進

【 これまでの主な取組内容 】

- 就労意欲のある障害のある人に、必要に応じて備北障害者就業・生活支援センターを紹介するとともに、同センターが開催する各種会議に出席し、関係機関との情報共有や連携を図りました。また、庄原市障害者支援協議会相談支援部会や就労支援部会に同センター担当者が部会構成員として参画し、相談支援、就労支援等の情報共有を図りました。
- 市内に就労移行支援事業所がないため、利用者は近隣市の就労移行支援事業所を利用しました。
- 就労希望者を支援するため、就労支援事業所、ハローワーク、特別支援学校、障害者就業生活支援センターが参画して障害者支援協議会就労支援部会を開催し、就労支援に関する情報共有や事業所への情報提供、連携の強化を図りました。また、要請に応じて、特別支援学校卒業生の就職、生活支援に関する協議の場に参加しました。
- 対象者や家族の意向、障害特性等に配慮しながら、必要かつ適切な就労移行支援や就労継続支援などの福祉的就労サービスが提供できるよう、関係事業所との連携に努めました。
- 送迎加算の適用外２事業所が実施する利用者の送迎事業を支援し、利用者や事業所の負担を軽減するとともに、福祉事業所の利用を促進しました。
- 福祉事業所を利用する障害のある人の交通費を支援し、利用者の負担の軽減を図るとともに、福祉的就労を支援しました。
- 法に基づかない小規模作業所を支援し、施設運営の維持を図るとともに、通所者の社会参加機会の確保に努めました。
- 「庄原市における障害者就労施設等からの納品等の調達方針」を定め、障害者就労施設等が供給する物品や役務に対する需要の増加を図りました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合、就労移行支援事業所のアセスメント実施が必要ですが、県北には就労移行支援事業所が１か所しかなく、また市外に所在するため距離的な課題もあり、利用が困難な状況にあることから、対象者の状況に応じて柔軟に対応できるよう、特別支援学校や関係機関との連携を図る必要があります。
- 地域活動支援センターの安定的な運営のため、利用者の確保が必要です。
- 法に基づかない小規模作業所の利用者の確保に努める必要があります。
- 「庄原市における障害者就労施設等からの納品等の調達方針」の運用において、毎年度、同様の物品購入や業務委託が多いため、新たな購入、委託について検討する必要があります。

基本施策（３）交流活動の促進

【 これまでの主な取組内容 】

- スポーツ大会への参加を支援するとともに、関係団体や教育委員会と連携し、障害者スポーツの普及に取り組みました。
- あいサポートアート展の巡回展示や市内障害者支援事業所利用者の作品の展示を市役所市民ホールで行うなど、関係団体や施設、障害者支援事業所と連携し、障害のある人や支援者を対象とした文化、交流活動を支援しました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- スポーツ活動や、文化、交流活動を支援し、障害のある人が交流できる場づくりの促進を図ることが必要です。

基本施策（１）相談支援の充実**【 これまでの主な取組内容 】**

- 障害に関する相談窓口として、障害者相談支援事業所や障害者相談員を市の広報紙やホームページで紹介するとともに、関係機関と連携し、適切な相談への対応に努めました。また、研修会を開催し、相談員の参加を促進し、スキルアップに取り組みました。
- 各地域に身体障害者相談員・知的障害者相談員を配置して、相談員による定期相談会を開催し、相談支援体制の強化に努めるとともに、民生委員・児童委員等、身近な場所で見守る機関との連携を維持し、生活課題の解決に向けた取組を進めました。
- 障害者や家族が抱える多様な課題に対応できるよう、相談支援部会等を活用して、制度運用や制度改正等の情報を提供しました。
- 相談支援事業所と連携し、障害のある人の障害福祉サービスの利用や生活課題に関する相談に対応するとともに、適切にサービスが利用できるよう支援しました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 障害種別によって、市の相談窓口が異なり分かりにくいため、相談窓口を明確にする必要があります。また、身近な相談支援事業所で相談に対応できるよう、窓口の周知も必要です。
- 定期相談会の相談者が少ないため、相談会の周知方法や実施方法を見直すなど、効果的な相談会の開催に向けた検討が必要です。
- 様々な相談支援に対応できるよう、相談員のスキルアップに特化した研修や取組が必要です。
- 相談支援専門員の人材不足等により、相談支援業務の維持、継続が今後困難な状況が予測されるため、人材確保のための支援に取り組む必要があります。

基本施策（２）日常生活への支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 必要な人に必要なサービスが適切に提供できるよう、関係事業所との連携や情報交換、情報収集に取り組むとともに、障害福祉サービスに関する各種研修に参加し、職員の知識、スキルの向上に努めました。
- 障害者相談支援事業所５か所に指定一般相談・指定特定相談以外の総合的な相談支援業務を委託し、障害のある人の相談への対応やサービス利用につなぐための情報共有、連携を図りました。
- 特別障害者手当等の公的手当や市独自の在宅介護手当を支給し、障害のある人や介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、障害者手帳交付時に手当等制度の説明を行い、対象者への情報提供に努めました。
- 自立支援医療（更生医療）の該当者に申請の勧奨を行うとともに、適正な適用に努めました。また、障害者福祉ハンドブックや市のホームページを活用して、精神通院助成や自立支援医療（育成医療）の周知を図りました。
- 関係課と連携して、障害者手帳取得時に重度心身障害者医療費助成について案内を行い、対象者の適用漏れ防止に努めました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 計画を実現できる地域資源やサービス提供事業所の人材の確保に向けた取組が必要です。
- 適用漏れのないよう、特別障害者等の手当等の制度や自立支援医療の広報、周知に努めるとともに、適正な支給となるよう、慎重に審査する必要があります。

基本施策（３）障害児への支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 関係四課連携会議を年５回開催し、関係課において情報の共有、取組の検討を行いました。また、発達障害の早期発見に努めるとともに、保育所等の関係機関と連携して、事後相談の共有を図りました。
- 心理相談員等専門職による助言、指導、庄原市発達障害等の専門家巡回相談事業のほか、市内保育所職員を対象とした発達障害基礎研修や加配保育士研修、特別支援教育研修会を実施し、支援に携わる職員の知識や技術の向上に取り組みました。
- 庄原市幼保小連携推進協議会を開催し、支援を要する園児が支援を適切に受けられるよう、各療育施設や臨床心理士との連携の強化を図りました。また、市教育委員会担当者による保育所訪問や庄原市幼保小連携推進協議会による研修会を実施しました。
- 教育支援委員会（令和４（２０２２）年度までは就学指導委員会）の審議が必要とされる、就学予定児童についての情報共有、担当課との保育所訪問の調整を図るとともに、支援を必要とする園児に加配保育士を配置しました。また、対象児童・生徒の適切な就学指導について、就学指導委員会から助言や判断を受けました。
- 医療機関や支援機関等の少ない地域において、未就学児や小、中学校に在籍する児童・生徒、また成年を対象に、広島県から委託を受けた機関がアウトリーチによりアセスメントを実施し、初診待機の解消のため、医療が不要な方の受診を抑えるよう取り組みました。また、発達障害が疑われる人を早期に発見し、適切な支援につなげることで、２次障害の予防や保護者の負担、不安の軽減を図りました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 連携が必要な事例について検討するなど、関係四課連携会議の充実を図る必要があります。
- 障害のある子どもへの支援や理解について、保育所内で共有し、一貫した取組を推進する必要があります。また、広島県発達障害者支援センター以外の専門家の開拓も必要です。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあるため、特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内の特別支援教育体制の確立を支援していく必要があります。
- 適正な就学指導につなげるために、就学後の児童・生徒の様子についても保育所と学校が連携した支援を図る必要があります。
- 保育士の人材の確保に向けた取組が必要です。また、適正な就学ができるよう、保育所や学校関係者の理解を更に深める必要があります。
- 広島県から委託を受けた機関におけるアウトリーチによるアセスメントについては、令和６（２０２４）年度までの時限付事業であるため、今後の継続について、県の動向を見据えながら、事業の実施等について検討する必要があります。

基本施策（４）地域での見守り支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業「かけはし」の運営を支援するとともに、成年後見制度の周知に努めました。また、成年後見制度や権利擁護に関する相談を受けるなど、権利擁護に取り組みました。
- 関係機関等との情報共有や連携を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、適切な支援に取り組みました。また、障害者虐待防止啓発ちらしや市のホームページを活用して、虐待相談窓口の周知に努めました。
- 住民自治組織と連携し、災害時の避難支援を必要とする障害のある人の支援体制づくりを進めるとともに、民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者名簿を毎年更新し、避難支援が必要な障害のある人の把握に努めました。

【 点検・評価結果から見た今後の主な取組課題 】

- 今後増加が見込まれる施設入所者の成年後見制度の利用に関する相談に対応できるよう、職員のスキル向上に努めるとともに、関係課との連携を図る必要があります。
- 虐待の態様は複雑化しており、家族の中に障害のある人が含まれる場合も多いことから、関係課が情報共有を行い、連携して対応する必要があります。
- 支援協力者の確保に取り組むとともに、障害の特性によって一般の避難所が使えないことや重度の肢体不自由等により避難所まで行けない障害のある人の避難支援についても、検討が必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

【1】将来像と基本目標

本市における福祉分野の上位計画である「庄原市地域福祉計画（現行計画は「第3期」）」では、その基本理念を「“ほっと” 里山 ～人つなぐ 心はぐくむ まちづくり～」と掲げています。この理念は、誰もが参加しやすい地域活動の促進や住民同士のつながりづくりへの支援など、多様な取組を推進するとともに、様々な地域課題を市民が主体となって、互いに支え合い、あらゆる関係者が連携して解決に努めることを踏まえた、福祉のまちづくりを目指すものです。

本市における福祉に関する分野別の計画は、この「庄原市地域福祉計画」の考え方に基づいて様々な施策が実行されます。

前期計画においては、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して地域で暮らすことができる社会、自分らしく暮らすことができる社会を目指し「“あんしん” が実感できるまち」という将来像を掲げ、様々な取組を推進してきました。

この将来像は「庄原市地域福祉計画」の基本理念にもつながるものであり、本計画においては、この将来像を継承し、市民、地域、関係団体、サービス提供事業所等の関係機関と連携し、地域全体で障害のある人に対する福祉施策の総合的な推進を図り、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

● 将 来 像 ●

“あんしん” が実感できるまち

本計画においては、国、県の動きや本市における障害のある人の現状やニーズ、また、新たな課題等を踏まえ、3つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて、それぞれに施策の展開を図ります。

【2】施策の体系

将来像

“あんしん”が実感できるまち

基本目標

基本施策

【基本目標1】“おたがいさま”を感じる市民理解の促進

基本施策1 理解の促進と差別の解消

基本施策2 共生社会の仕組みづくり

【基本目標2】“生きがい”を感じる社会参加の促進

基本施策3 社会参加の促進

基本施策4 就労の促進と自立への支援

【基本目標3】“あんしん”を感じる生活支援の充実

基本施策5 生活支援の充実

基本施策6 障害のある子どもへの支援の充実

基本施策7 福祉のまちづくり

第3章 施策の展開

基本目標 1

“おたがいさま”を感じる市民理解の促進

基本施策 1 理解の促進と差別の解消

1 啓発活動の推進

障害や障害のある人の福祉について市民が関心を持ち、理解を深められるよう、関係団体と連携した啓発事業や参加しやすい講演会等の開催に取り組み、市民意識の向上に努めます。

取組名	取組内容
啓発事業の推進	○ 市の広報紙やホームページ等を活用した啓発記事の掲載をはじめ、関係団体や障害福祉サービス提供事業所と連携した啓発事業、講演会の開催等を通じて、障害や障害のある人に対する市民の理解を促進します。 ○ 支援者や関係者の意見を参考にしながら、より多くの市民が参加できる講演会の内容やテーマ、開催方法等の改善を図ります。

2 情報アクセシビリティの向上

障害のある人の福祉に関する法令や制度等、専門知識に関する研修の充実を図るとともに、障害の特性に応じた分かりやすい情報提供や啓発活動の充実に努めます。

取組名	取組内容
情報提供の充実	○ 障害者福祉に関する法令や制度等、障害福祉制度に関する情報を提供するとともに、専門知識に関する研修の充実を図ります。また、新たな周知方法を検討するとともに、啓発活動の充実に取り組みます。
情報アクセシビリティの向上	○ 市が発行する刊行物等における聴覚障害や視覚障害など、障害の特性に配慮した音声コード等の活用をはじめ、市のホームページの音声読み上げ機能等を活用するなど、様々な障害のある人に応じた分かりやすい情報提供の充実に努めます。

3 差別の解消の推進

「障害者差別解消法」の規定に基づき、障害者差別の解消や合理的配慮について、周知及び啓発に努めるとともに、障害のある人に対する差別の解消に向けた取組を推進します。

取組名	取組内容
差別の解消に向けた取組の推進	○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の規定に基づき、障害者差別の解消や合理的配慮について、周知及び啓発に努めます。また「障害者差別解消支援地域協議会（障害者支援協議会）」を開催し、障害者差別の解消に向けた取組について議論する場を設けます。

基本施策２ 共生社会の仕組みづくり

１ 支え合い・助け合い活動の促進

関係団体と連携し、地域の支援ニーズの把握に努めます。また、多様なボランティア活動や自主的な活動の様々な支援に取り組みます。

取組名	取組内容
支え合い・助け合い活動の促進	○ 関係団体と連携して、地域における支援ニーズの把握に努めます。また、多様なボランティア活動の人材育成及び確保のための活動を支援するとともに、各種団体やサークルの周知、啓発活動に努めます。 ○ 障害者団体や保護者会の自主的な活動や運営を支援し、障害のある人の自立や社会参加の促進に努めます。また、これらの団体の会員の減少が懸念されていることから、加入の呼び掛けや照会等の支援に努めます。

２ 交流とネットワークづくり

「庄原市地域福祉ネットワーク会議」と市の連携を強化し、地域の福祉課題の共有等を図り、地域福祉を推進します。

取組名	取組内容
交流とネットワークづくり	○ 障害者関係団体との意見交換や連携の強化、運営への支援などをはじめ「庄原市地域福祉ネットワーク会議」と市の連携を強化し、地域の福祉課題の共有や参加者同士の連携に関する協議、対応を図り、地域福祉を推進します。

基本目標 2

“生きがい”を感じる社会参加の促進

基本施策 3 社会参加の促進

1 移動支援

公共交通機関が十分に確保できない地域事情や高齢の身体障害のある人が多い実態、また障害の特性、支援者の希望等も踏まえ、通院や外出等を支援する事業の充実に取り組みます。

取組名	取組内容
通院・外出への支援 (障害者外出支援券交付事業)	○ 外出機会の確保、社会参加を促進するとともに、外出時の経済的負担軽減のため、福祉タクシー券又は自動車燃料助成券のいずれかを選択できる制度(外出支援券交付事業)を実施するとともに、随時、福祉タクシー協力機関となるタクシー会社への協力を依頼します。
通院・外出への支援 (人工透析通院助成事業)	○ じん臓機能に障害のある人の経済的負担を軽減するため、福祉タクシー券の上乗せ交付又は交通費の助成を行うとともに、制度の周知に努めます。
通院・外出への支援 (障害者団体社会参加支援事業)	○ 障害者団体が貸し切りバスを利用して外出する際に、利用実態の把握に努めながら、バスの手配と経費を負担する市独自の支援事業を実施します。
通院・外出への支援 (その他の外出支援)	○ 自動車改造助成や障害のある人の運転免許取得費助成等を実施します。また、乗車運賃や高速道路割引等、他の機関の外出支援事業についても、障害者ハンドブックへの掲載や手帳交付時の丁寧な説明で情報の提供に努め、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。
付き添い支援 (法に基づく支援)	○ 障害者相談支援事業所と連携し、支援が必要な障害のある人に同行援護、移動支援のサービスを適切に提供するとともに、移動支援の対象者に発達障害のある人を加える市独自の事業を実施し、通学等での利用を案内します。

取組名	取組内容
付き添い支援 (コミュニケーション支援)	○ 手話通訳者、要約筆記者の研修や講座への積極的な参加を呼び掛けるとともに、県が実施する研修等の周知を図り、人材の養成と確保に取り組めます。
付き添い支援 (おでかけ応援隊)	○ ボランティアが福祉車両を運転する移動支援事業は、限られた公共交通サービス体系の補完的役割を果たす機能を有していることから、今後、より良い事業の実施方法について検討します。

2 スポーツ・文化活動への支援

障害者が自らの能力を発揮し、生きがいをもって生活できるよう、関係機関等と連携して、スポーツや文化、交流活動を支援します。

取組名	取組内容
スポーツ活動への支援	○ 広島県障害者スポーツ協会や障害者ふれあい教室事業等、障害のある人のスポーツ活動を支援するとともに、関係団体や教育委員会と連携し、障害者スポーツの普及、参加促進に取り組めます。
文化・交流活動への支援	○ 関係団体や施設、障害者支援事業所等の関係機関と連携し、障害のある人や支援者の文化・交流活動を支援します。

基本施策4 就労の促進と自立への支援

1 就労への支援

就労意欲のある障害のある人の個々の状況に応じて、適切な就労につなぐことができるよう、関係機関と連携を強化し、一般就労への支援に取り組みます。

取組名	取組内容
一般就労への支援 (備北障害者就業・生活支援センターとの連携)	○ 就労意欲のある障害のある人に、必要に応じて備北障害者就業・生活支援センターを紹介します。また、同センターが開催する各種会議へ出席するとともに、庄原市障害者支援協議会相談支援部会や就労支援部会で情報共有を図り、就労支援における連携の強化に取り組みます。
一般就労への支援 (就労支援事業からの積極的な移行)	○ 関係機関や相談支援事業所等と連携を図り、就労希望者の状況に応じて、適切な就労につなぐことができるよう努めます。
一般就労への支援 (その他の一般就労支援)	○ 関係機関が就労支援について連携を図る場を定期的に設け、個別のケースに柔軟に対応できるよう取り組みます。

2 就労機会の拡充と雇用の促進

利用対象者のニーズを把握し、適切な福祉的就労サービスを提供できるよう努めるとともに、市独自の事業を実施し、障害のある人の自立や事業所の運営を支援します。

取組名	取組内容
福祉的就労への支援 (法に基づく福祉的就労サービスの提供)	○ 利用対象者のニーズの把握に努め、就労移行支援や就労継続支援等、適切な福祉的就労サービスが提供できるよう、関係事業所との連携に努めます。
福祉的就労への支援 (障害者福祉事業所送迎助成事業)	○ 送迎加算の適用外事業所が実施する利用者の送迎事業に対し、助成金を交付する市の独自事業を継続し、利用者・事業所の負担軽減や福祉事業所の利用促進を図ります。
福祉的就労への支援 (障害者福祉事業所通所助成事業)	○ 福祉事業所通所者に交通費を助成する市の独自事業を実施し、利用者の負担を軽減するとともに、自立を支援します。

取組名	取組内容
福祉的就労への支援 (小規模作業所の運営支援事業)	○ 法に基づかない小規模作業所に助成金を交付する市の独自事業を実施し、施設の活動、維持、運営を支援します。
福祉的就労への支援 (優先的・積極的な物品等の購入)	○ 市内の障害者支援事業所で提供可能な物品、役務を調査して、行政で積極的な購入、委託を進め、優先調達方針の到達目標の達成に努めます。

基本目標 3

“あんしん”を感じる生活支援の充実

基本施策 5 生活支援の充実

1 包括的な相談支援体制の確立

障害のある人やその家族が抱える課題に、柔軟かつ適切に支援できるよう、相談窓口の役割の明確化や周知、啓発、関係者との連携の強化、相談員のスキルアップ等に取り組み、相談支援体制の充実を図ります。

取組名	取組内容
相談体制の維持・強化（役割の明確化）	○ 多様な相談窓口の役割を明確にし、身近な相談支援事業所で相談に対応できるよう、周知及び啓発するとともに、相談支援部会を定期的に開催して、相談支援事業所等関係者との連携の強化に努めます。また、相談員を対象とした研修会を開催するとともに、参加を促進し、相談員のスキルアップに取り組みます。
相談体制の維持・強化（生活課題の顕在化）	○ 民生委員・児童委員や障害者相談員を配置し、相談支援体制の充実、強化を図るとともに、障害者相談員定期相談会の実施方法について関係者と協議し、効果的な運営に努めます。
相談体制の維持・強化（個別支援の充実）	○ 障害のある人やその家族が抱える多様な課題に、柔軟かつ適切に支援できるよう、職員や相談員のスキルアップのための研修を計画的に実施します。
相談支援事業所の活用	○ 相談支援事業所と連携し、効果的な相談支援体制の充実に取り組みます。また、関係者を交えて、相談支援専門員の確保について検討します。

2 地域移行の促進と暮らしの場の確保

障害のある人が、地域で自立した日常生活を送ることができるよう、地域移行、地域定着に向けた支援や暮らしの場の確保に取り組みます。

取組名	取組内容
地域移行・地域定着に向けた支援	○ 医療機関や関係機関と連携し、退院の支援に向けた協議等の開催により、地域移行、定着の支援に努めます。
暮らしの場の確保	○ 住まいを確保するため、障害福祉サービスの共同生活援助（グループホーム）の適切な支給決定に努めるとともに、日常生活用具給付事業等の活用により、住まいの整備を支援します。

3 介助者への支援の充実

公的な手当や市独自の制度、各種助成等のサービスについての周知や適切な運用に努め、介助者の負担を軽減するとともに、経済的負担の軽減を図ります。

取組名	取組内容
経済的負担軽減に向けた支援	○ 障害のある人の経済的負担を軽減するため、法令等に基づく各種手当を支給するとともに、障害福祉サービスについて、市の広報紙やホームページ等を活用し、制度の周知を図ります。
経済的な支援（特別障害者手当等）	○ 特別障害者手当等の公的な手当や市独自の重度心身障害者在宅介護手当制度について、市の広報等での情報提供や障害者手帳の取得時の説明、申請の助言を行い、支給要件該当者の適用漏れを防止するとともに、該当者の把握に努めます。
経済的な支援（医療費の助成）	○ 精神障害のある人の通院費の助成と身体障害の軽減治療（手術ほか）助成について、対象者への申請の助言を行うとともに、関係課や関係機関と連携し、適正な運用に努めます。また、身体、知的の重度障害のある人を対象とした医療費助成制度についても、障害者手帳の取得の際に案内するとともに、関係課や関係機関と連携し、適正な運用に努めます。
家族介助者及びヤングケアラーへの支援	○ 介助を担う家族が、介助に必要な知識や技術を身に付けることができ、また、心身のリフレッシュや介助者同士が交流できる場を提供するなど、介助にあたっての身体的、精神的負担の軽減に向けた施策に取り組みます。また、関係機関等と連携し、ヤングケアラー※を視野に入れた支援に取り組みます。

※ 本来、大人が担うべき家事や家族の介護、介助を、日常的に行っている未成年の子どものこと。

4 障害福祉サービスの充実

「障害福祉計画及び障害児福祉計画」に基づき、必要な人に必要なサービスが適切に提供できるよう取り組むとともに、職員等関係者のスキルアップのための知識の習得に努めます。

取組名	取組内容
法に基づく生活支援 (適正な実施)	○ 障害福祉サービスを提供する相談支援事業所の相談員や市民、家族の相談に対応できるよう、障害福祉サービスに関する各種研修に積極的に参加し、スキルアップのための知識の習得に努めます。
法に基づく生活支援 (障害福祉サービス)	○ 「障害福祉計画及び障害児福祉計画」に基づき、適正な障害福祉サービスの提供と運営に努めます。
法に基づく生活支援 (地域生活支援事業)	○ 障害者相談支援事業所に一般相談業務を委託し、指定相談業務において、障害のある人の個別のサービス利用計画を作成するとともに、必要に応じて地域生活支援事業を実施します。

基本施策6 障害のある子どもへの支援の充実

1 関係機関と連携した療育体制の充実

関係部署の連携や情報共有、教職員の知識や技術の向上を図り、障害の特性に応じた適切な支援をはじめ、保育所や学校への入所、入学時における円滑な移行の支援に取り組みます。

取組名	取組内容
発達障害児への連携支援（連携支援）	○ 「早期発見」「適切な支援」「支援の継続」を基本に、適切な援助、保育所や学校への入所、入学時における円滑な移行の支援に取り組めるよう、関係四課連携会議を開催し、情報の共有を図ります。
発達障害児への連携支援（支援に関する知識の習得）	○ 特別支援教育研修会を実施し、教職員の知識、技術の向上を図ります。また、庄原市発達障害等の専門家巡回相談事業を実施し、各校の発達障害等の児童・生徒への取組を支援します。

2 保育・教育環境の整備

障害の程度や特性に応じた保育や教育の支援が適切に受けられるよう、関係機関との連携の強化をはじめ、加配保育士や支援員の配置、学校への特別支援学級の設置等、保育、教育環境の整備に努めます。

取組名	取組内容
保育・教育の保障（関係機関との連携）	○ 障害の程度や特性、個性に応じた保育や教育の支援が適切に受けられるよう、市教育委員会担当者による保育所訪問や庄原市幼保小連携推進協議会による研修会を実施し、関係者の知識や技術の向上に努めるとともに、関係機関との連携の強化に取り組めます。
保育・教育の保障（支援体制の確保）	○ 加配保育士や支援員の配置、学校への特別支援学級の設置等、適切な支援体制の確保、充実に努めます。また、教育支援委員会を開催し、専門的な見地から就学に向けた審議を行うとともに、適正な就学、その後の一貫した支援に関する助言を行います。

取組名	取組内容
発達障害診療円滑化支援事業	○ 医療機関や支援機関等の少ない地域において、未就学児や小中学校に在籍する児童・生徒、成年を対象に、広島県から委託を受けた機関がアウトリーチによりアセスメントを実施し、初診待機の解消のため、医療が不要な方の受診を抑えるよう取り組みます。 また、発達障害が疑われる人を発見し、早期に適切な支援につなぐことで、2次障害の予防や保護者の負担、不安の軽減を図ります。 ○ 広島県の事業を活用して実施する事業で、県北圏域（三次市、庄原市）での実施が条件となっています。

基本施策 7 福祉のまちづくり

1 権利擁護の推進

国の「成年後見制度利用促進基本計画」の考え方に沿って、成年後見制度の周知や迅速な対応に努めるとともに、成年後見制度における中核機関の設置に向けて、関係機関と協議を進めます。

取組名	取組内容
成年後見への移行支援	○ 権利擁護や成年後見制度の周知、啓発に努めるとともに、権利擁護に関する情報を、社会福祉協議会の「かけはし」を含めた関係者で共有し、それぞれの役割分担を明確にして、迅速な対応に努めます。また、成年後見制度における中核機関の設置に向けて、関係課や社会福祉協議会と協議し、成年後見への移行を支援します。

2 虐待等の早期発見と支援体制づくり

権利擁護の視点を重視し、関係機関等と連携して、虐待の未然防止や早期発見、早期対応等、適切な支援に取り組みます。

取組名	取組内容
虐待防止・支援体制の整備	○ 関係機関や関係課との情報共有や連携を図り、虐待の未然防止や早期発見、早期対応、適切な支援に取り組みます。

3 災害時の支援の充実

災害時に避難支援が必要な人の状況の把握に努めるとともに、住民自治組織と連携して、災害時の支援体制づくりを進めます。

取組名	取組内容
災害時の避難支援	○ 名簿の更新により、災害時の避難支援が必要な障害のある人の状況を把握するとともに、住民自治組織と連携して、支援協力者や避難方法、避難場所の確保、福祉避難所の確保等、支援体制づくりを進めます。

第3部 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況

【1】成果目標の進捗状況

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者 83 人のうち 2 人（2.4%）を削減目標としていますが、令和4（2022）年度末では目標を達成しています。

施設入所者の地域生活への移行については、令和元（2019）年度末時点の施設入所者 83 人に対して 5 人（6.0%）を目標としていますが、令和4（2022）年度末では 3 人（3.6%）となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の施設入所者数	83 人 (基準値)	83 人 (基準値)	—
② 令和5(2023)年度末の施設入所者数	81 人	81 人	—
③ 令和5(2023)年度末の施設入所者の削減見込者数(①－②)	2 人	2 人	—
④ 施設入所者の削減割合(③/①)	2.4%	2.4%	①から 1.6%以上削減
⑤ 令和5(2023)年度末の施設入所者の地域移行者数	5 人	3 人	—
⑥ 地域生活移行率(⑤/①)	6.0%	3.6%	①の 6%以上

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等については、令和4（2022）年度末で 1 箇所整備しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 箇所	1 箇所	各市町村又は各圏域に 1 つ以上確保
② 地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数(回/年)	1 回	0 回	年 1 回以上、運用状況を検証及び検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において3人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では1人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	2人 (基準値)	2人 (基準値)	—
② 令和5(2023)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	3人	1人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.5倍	0.5倍	①の1.27倍以上

(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において1人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では0人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	1人 (基準値)	1人 (基準値)	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	1人	0人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.0倍	—	①の1.30倍以上

（３）就労継続支援Ａ型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援Ａ型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和５（２０２３）年度末において１人とすることを目標としていますが、令和４（２０２２）年度末では０人となっています。

	令和５(２０２３)年度末の目標数値	令和４(２０２２)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(２０１９)年度末時点の就労継続支援Ａ型事業利用者から一般就労への移行者数	１人 (基準値)	１人 (基準値)	－
② 令和５(２０２３)年度末時点の就労継続支援Ａ型事業利用者から一般就労への移行者数	１人	０人	－
③ 一般就労移行割合(②/①)	１.０倍	－	①の１.２６倍以上

（４）就労継続支援Ｂ型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援Ｂ型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和５（２０２３）年度末において１人とすることを目標としていますが、令和４（２０２２）年度末では目標を達成しています。

	令和５(２０２３)年度末の目標数値	令和４(２０２２)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(２０１９)年度末時点の就労継続支援Ｂ型事業利用者から一般就労への移行者数	０人 (基準値)	０人 (基準値)	－
② 令和５(２０２３)年度末時点の就労継続支援Ｂ型事業利用者から一般就労への移行者数	１人	１人	－
③ 一般就労移行割合(②/①)	－	－	①の１.２３倍以上

（５）就労定着支援事業の利用者数

令和５（２０２３）年度末までに一般就労に移行する３人のうち２人が就労定着支援を利用することを目標としていますが、令和４（２０２２）年度末では一般就労への移行はありませんでした。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	３人	０人	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	２人	０人	—
③ 就労定着支援事業の利用割合(②/①)	66.7%	0.0%	①の7割

（６）就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所において就労定着率を８割以上にすることについて、令和４（２０２２）年度末では就労定着支援事業所は未設置となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末時点の就労定着支援事業所数	１箇所	０箇所	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所数	１箇所	０箇所	—
③ 令和5(2023)年度末時点の就労定着率8割以上の事業所が全事業所に占める割合(②/①)	100.0%	0.0%	①の7割以上

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数は、目標値を下回っていましたが、令和5（2023）年度は目標値を上回る見込みです。また、協議の場の関係者の参加者数は、目標値を上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の 基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4 回	4 回	4 回	2 回	3 回	6 回	—
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	15 人	15 人	15 人	18 人	18 人	18 人	—
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回	0 回	0 回	0 回	—
④ 精神障害者の地域移行支援	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人	0 人	—
⑤ 精神障害者の地域定着支援	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	—
⑥ 精神障害者の共同生活援助	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	—
⑦ 精神障害者の自立生活援助	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	—

注：④～⑦は月間利用者数

注：令和5（2023）年度の進捗状況は見込み（以下同様）

5 障害児支援の提供体制の整備等

本市では、児童発達支援センターを1箇所（圏域）設置しています。

保育所等訪問支援事業については、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しています。

重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス支援事業所については、それぞれ1箇所（圏域）設置しています。

医療的ケア児支援のための協議の場を設置しており、コーディネーターは令和4（2022）年度末で4人配置しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 児童発達支援センターの設置数	1 箇所(圏域)	1 箇所(圏域)	各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 箇所(圏域)	1 箇所(圏域)	各市町村に利用できる体制を構築
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 箇所(圏域)	1 箇所(圏域)	各市町村に少なくとも1箇所以上確保
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	1 箇所(圏域)	1 箇所(圏域)	各市町村に少なくとも1箇所以上確保
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 箇所	1 箇所	各都道府県、各圏域、各市町村において協議の場を設置
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2 人	4 人	各都道府県、各圏域、各市町村においてコーディネーターを配置

（６）相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数は、目標値を下回っていますが、地域の相談機関との連携強化の取組実施回数は、おおむね目標どおりです。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	有	有	有	—
② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2 件	2 件	2 件	4 件	0 件	2 件	—
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2 件	2 件	2 件	0 件	0 件	0 件	—
④ 地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12 回	12 回	12 回	8 回	12 回	12 回	—

（７）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数は、目標値を上回っています。

		目標数値			進捗状況			国の基本指針
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		1 人	1 人	1 人	2 人	4 人	4 人	—
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	—	—	—	—	—	—	—
	実施回数	—	—	—	—	—	—	—

(8) 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニング等の受講者数やペアレントメンターの人数は、おおむね目標どおりですが、ピアサポートの活動への参加者数は目標値を下回っています。

	目標数値			進捗状況			国の 基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5 人	5 人	5 人	6 人	5 人	4 人	—
② ペアレントメンターの人数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	—
③ ピアサポートの活動への参加人数	5 人	5 人	5 人	0 人	0 人	0 人	—

【2】第6期障害福祉計画の進捗状況

1 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）の利用者数はおおむね計画どおりですが、時間数は計画値を大きく下回っています。

重度訪問介護及び同行援護の利用者数、時間数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	55	57	60	55	61	56
	時間/月	450	460	470	349	325	404
重度訪問介護	人/月	2	2	2	1	1	1
	時間/月	70	70	70	74	73	74
行動援護	人/月	1	1	1	0	0	0
	時間/月	20	20	20	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	1	1	1	0	0	0
	時間/月	50	50	50	0	0	0
同行援護	人/月	2	2	2	1	2	1
	時間/月	25	25	25	21	22	9
合 計	人/月	61	63	66	57	64	58
	時間/月	615	625	635	444	420	487

注：令和5(2023)年度の実績値は見込み(以下同様)

2 日中活動系サービス

生活介護は、利用者数、日数共におおむね計画どおりです。

自立訓練（生活訓練）は、利用者数、日数共に計画値を上回っています。

就労移行支援及び就労継続支援（A型）の利用者数は、計画値を下回っています。

就労継続支援（B型）の利用者数は計画値を上回っていますが、療養介護の利用者数は計画どおりです。

短期入所（福祉型）の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っていますが、短期入所（医療型）の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活介護	人/月	125	130	135	138	135	136
	人日/月	2,500	2,600	2,700	2,551	2,554	2,592
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	0	1	1
	人日/月	10	10	10	0	10	11
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	2	2	1	3	4
	人日/月	45	45	45	5	11	63
就労移行支援	人/月	6	6	6	2	3	2
	人日/月	20	20	20	12	12	26
就労継続支援 (A型)	人/月	20	21	22	15	14	15
	人日/月	380	400	420	275	262	295
就労継続支援 (B型)	人/月	135	140	145	147	150	148
	人日/月	2,300	2,350	2,400	2,368	2,231	2,285
就労定着支援	人/月	1	1	2	0	0	0
療養介護	人/月	15	15	15	15	15	15
短期入所 (福祉型)	人/月	28	28	28	31	34	38
	人日/月	185	185	185	224	164	135
短期入所 (医療型)	人/月	3	3	3	0	1	1
	人日/月	15	15	15	0	1	2

3 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	76	76	76	77	78	75
施設入所支援	人/月	81	81	81	82	84	83
自立生活援助	人/月	1	1	1	0	0	0

4 相談支援

計画相談支援の利用者数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	人/月	40	30	35	29	28	25
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数は、計画値を下回っています。

日常生活用具給付等事業について、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具及び住宅改修費の利用件数は計画値を下回っています。また、在宅療養等支援用具及び排泄管理支援用具の利用件数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

移動支援事業及び地域活動支援センター事業の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類		単位	第6期計画値			第6期実績値		
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業	障害者相談支援事業	窓口数	12	12	12	12	12	13
	基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		件/年	1	1	1	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	10	10	10	5	6	4
	手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	10	10	10	2	3	2
	自立生活支援用具	件/年	10	10	10	2	3	2
	在宅療養等支援用具	件/年	20	20	20	14	11	5
	情報・意思疎通支援用具	件/年	7	7	7	17	12	2
	排泄管理支援用具	件/年	1,250	1,250	1,250	1,110	1,079	1,060
	住宅改修費	件/年	5	5	5	2	2	1
手話奉仕員養成研修事業 (登録見込者数)		人/年	5	5	5	0	0	0
移動支援事業		人/月	17	18	19	13	13	16
		時間/月	70	75	80	59	57	87
地域活動支援センター事業		箇所	5	5	5	5	5	5
		人/月	40	40	40	30	32	33

(2) 任意事業

福祉ホーム事業及び訪問入浴事業の利用者数は、おおむね計画どおりです。

日中一時支援事業の利用者数は増加傾向にありますが、計画値を下回っています。

スポーツ・レクリエーション教室開催等の利用者数は減少傾向にあり、計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	5	5	5	5	5	5
日中一時支援事業	箇所	10	10	10	10	10	10
	人/月	33	35	37	26	28	34
	人日/月	210	220	230	141	174	185
訪問入浴事業	人/月	2	2	2	2	2	3
	人日/月	9	9	9	10	9	12
スポーツ・レクリエーション教室 開催等	人/年	100	100	100	64	58	51
点字・声の広報の発行等	人/年	12	12	12	13	9	7
手話通訳者・要約筆記者養成 研修事業	人/年	2	2	2	0	0	0
自動車運転免許取得助成事業	人/年	1	1	1	0	0	0
自動車改造助成事業	人/年	4	4	4	3	2	2

【3】第2期障害児福祉計画の進捗状況

1 障害児福祉サービス

児童発達支援（福祉型）の利用者数及び日数は、計画値を大きく上回っています。

放課後等デイサービスの利用者数は増加傾向にあり、利用者数、日数共に計画値を大きく上回っています。

障害児相談支援の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童発達支援 (福祉型)	人/月	25	27	30	29	49	47
	人日/月	100	110	120	87	173	235
児童発達支援 (医療型)	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	2	2	2	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	28	29	30	33	38	45
	人日/月	180	190	200	285	322	386
保育所等 訪問支援	人/月	2	2	2	1	1	0
	人日/月	4	4	4	1	1	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	1	1	1	0	0	0
障害児相談支援	人/月	4	5	6	4	6	6
医療的ケア児 コーディネーター	人/年	2	2	2	3	4	4

2 障害児の子ども・子育て支援等

保育所及び放課後児童健全育成事業の利用者数は、計画値を大きく下回っています。

種別	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
保育所	人	15	15	15	2	3	5
認定こども園	人	3	3	3	0	0	0
放課後児童健全 育成事業	人	30	30	30	11	14	15

資料：児童福祉課（各年度4月1日現在）

第2章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

【1】成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8（2026）年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

■国の基本指針■

- ① 令和4（2022）年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- ② 令和8（2026）年度末の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■本市の目標■

（1）施設入所者の地域生活への移行

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数81人に対して、令和8（2026）年度末までに5人（6.2%）が地域で暮らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者数	81人	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)
施設入所者の地域生活への移行者数	5人	・令和8(2026)年度末までの地域生活への移行者数(B)
地域生活への移行率	6.2%	(B/A)

（2）施設入所者の削減

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数81人に対して、令和8（2026）年度末までに施設入所者数を5人（6.2%）減らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者の削減数	5人	・令和8(2026)年度末時点での削減見込者数(C)
施設入所者の削減割合	6.2%	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)からの削減割合(C/A)

2 地域生活支援の充実

コーディネーターの配置を含め地域生活支援拠点等の整備体制を構築し、支援の実績等を踏まえた検証及び検討等を行うとともに、強度行動障害を有する人に対し、地域の関係機関と連携した支援体制を整備します。

■国の基本指針■

- ① 令和 8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する。
- ② 令和 8（2026）年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■本市の目標■

（１）地域生活支援拠点等の状況

- 令和 8（2026）年度末までに、コーディネーターを 1 人、障害福祉サービス事業所等の担当者を 1 人配置し、運用状況の検証及び検討を年 1 回実施します。また、地域生活支援拠点における効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築します。

	令和8(2026)年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1 箇所(設置済み)
② コーディネーターの配置人数	1 人
③ 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	1 人
④ 運用状況の検証及び検討 (支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数)	1 回/年
⑤ 地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築	有
⑥ 地域生活支援拠点における緊急時の連絡体制の構築	有

（２）強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

- 令和 8（2026）年度末までに、強度行動障害を有する障害者のニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を目指します。

	令和8(2026)年度
① 強度行動障害を有する障害者に関するニーズ把握等の実施	有
② 強度行動障害を有する障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	有

3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行及び定着に係る人数を見込むとともに、就労定着支援事業の利用者数等の目標値を設定します。

■ 国の基本指針 ■

【福祉施設から一般就労への移行に関する目標】

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和 8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和 3（2021）年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とする。
- ② 上記①のうち、就労移行支援事業から、令和 8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和 3（2021）年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とする。
- ③ 上記①のうち、就労継続支援 A 型事業から、令和 8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和 3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.29 倍以上を目指す。
- ④ 上記①のうち、就労継続支援 B 型事業から、令和 8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和 3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.28 倍以上を目指す。
- ⑤ 就労定着支援事業の利用者数については、令和 3（2021）年度末の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

【就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標】

- ⑥ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の 5 割以上とする。

【就労定着支援事業所利用後の就労定着率※に関する目標】

- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

■本市の目標■

- 令和 8（2026）年度末までに 4 人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和 8（2026）年度末までに 1 人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援 A 型事業利用者から、令和 8（2026）年度末までに 1 人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援 B 型事業利用者から、令和 8（2026）年度末までに 2 人が一般就労することを目指します。

	令和 3 (2021) 年度	令和 8 (2026) 年度	比較 (国の指針)
① 一般就労への移行	3 人	4 人	1.33 倍 (1.28 倍)
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	0 人	1 人	— (1.31 倍)
③ 就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数	1 人	1 人	1.00 倍 (1.29 倍)
④ 就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数	2 人	2 人	1.00 倍 (1.28 倍)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	0 人	0 人	— (1.41 倍)

- 就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所数の割合については、市内に就労移行支援事業所がないため目標設定はありません。

	令和 8(2026)年度
就労移行支援事業所数	0 箇所
就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所数	0 箇所
一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合	— (50%以上)

- 就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が 7 割以上の事業所数の割合については、市内に就労定着支援事業所がないため目標設定はありません。

	令和 8(2026)年度
就労定着支援事業所数	0 箇所
就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が 7 割以上の事業所数	0 箇所
就労定着率が 7 割以上の事業所の割合	— (25%以上)

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

■国の基本指針■

- ① 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ③ 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- ④ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑤ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑥ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑦ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑧ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■本市の目標■

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を引き続き4回開催し、関係者の参加は18人を目指します。また、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価を年1回実施します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	18人	18人	18人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
④ 精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
⑤ 精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人
⑥ 精神障害者の共同生活援助	1人	1人	1人
⑦ 精神障害者の自立生活援助	1人	1人	1人
⑧ 精神障害者の自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人

注:④～⑧は月間利用者数

5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置数を維持し、中核的な支援機能を強化します。また、保育所等訪問支援等を活用した推進体制の充実を図り、障害のある子どもの地域社会への参加を支援するとともに、主に重症心身障害児に対応した事業所の確保、医療的ケア児支援のための協議の場及びコーディネーターの配置人数についての目標値を設定します。

■国の基本指針■

- ① 令和8（2026）年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ② 令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ④ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ⑤ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ⑥ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

■本市の目標■

- 本市では、医療的ケア児支援のための協議の場を設置しており、令和8（2026）年度末までに、コーディネーターを5人配置します。

	令和8 (2026)年度
① 児童発達支援センターの設置数	1 箇所 (圏域設置済み)
② 保育所等訪問支援事業所の箇所数	1 箇所 (圏域設置済み)
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 箇所 (圏域設置済み)
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	1 箇所 (圏域設置済み)
⑤ 保育所等訪問支援等の活用による障害児の地域社会への参加・包括(インクルージョン)の推進体制の構築	有
⑥ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	5 人

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援は、障害福祉サービス等の支援の入り口となる重要な事業であり、基幹相談支援センターの設置とともに、協議会における相談支援事業所の参画による事例の検討体制を維持します。

■国の基本指針■

- ① 令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- ③ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数を見込む。
- ④ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。
- ⑤ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込む。
- ⑥ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込む。

■基幹相談支援センターの設置等の状況に関する目標■

- 令和8（2026）年度末までに、基幹相談支援センター確保の検討を含め、1箇所設置することを目標とします。また、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言を2件、人材育成の支援を2件実施し、地域の相談支援機関との連携強化の取組を12回実施します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 基幹相談支援センターの設置状況	0箇所	0箇所	1箇所
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	2件
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	2件
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	12回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	0回	1回
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人

■国の基本指針■

- ⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数を見込む。
- ⑧ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数を見込む。
- ⑨ 協議会の専門部会の設置の有無
- ⑩ 協議会の専門部会の実施回数を見込む。

■協議会での検討状況に関する目標■

- 令和8（2026）年度末までに、協議会における相談支援事業所の参画による事例検討を年1回実施し、事例検討へは7事業者（機関）の参加を目指します。また、協議会の専門部会を年16回実施します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
⑧ 参加事業者・機関数	7	7	7
⑨ 専門部会の設置	有	有	有
⑩ 専門部会の実施回数	16回	16回	16回

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

利用者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、都道府県による各種研修等への職員の参加人数等の目標値を設定します。

■国の基本指針■

- ① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。
- ③ 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無
- ④ 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有回数

■本市の目標■

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加は、引き続き4人を目指します。

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		4人	4人	4人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	無	無	無
	実施回数	0	0	0
③ 指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無（広島県と政令市を想定）		—	—	—
④ 指導監査結果の関係自治体との共有回数（広島県と政令市を想定）		—	—	—

8 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援については、本人だけではなく、家族等保護者への支援も含めて体制を構築することが必要であることから、令和8（2026）年度末までに、ペアレントトレーニング等プログラム受講者数等を見込むとともに、ペアレントメンターの人数等の目標値を設定します。

■国の基本指針■

- ① 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数及び実施者数の見込みを設定する。
- ② 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- ③ 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■本市の目標■

- 令和8（2026）年度末までに、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数は5人、実施者数は3人を目指します。また、ペアレントメンターは2人、ピアサポートの活動は5人の参加を目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5人	5人	5人
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	3人	3人	3人
③ ペアレントメンターの人数	1人	2人	2人
④ ピアサポートの活動への参加人数	5人	5人	5人

【2】第7期障害福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障害者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害者ニーズの分析などを踏まえて、次のとおり設定します。

（1）訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

【事業内容】

居宅介護が必要な障害者を対象として、ヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期の実利用者数については、おおむね見込量どおりに推移しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響も勘案し、第7期においては、第5期（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の利用実績を基に60人/月を基準とします。第6期の利用量については、見込量を大幅に下回っており、利用量についても同様に、第5期の実績を基に、470時間/月を基準とします。

【見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	55	61	56	60	60	60
	時間/月	349	325	404	470	470	470

② 重度訪問介護

【事業内容】

重度の肢体不自由、重度の知的障害又は精神障害により、常時介護を要する障害者を対象として、ヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期の実利用者数については、見込量を下回っており、第7期の見込量は第6期実績に準拠し1人/月とします。第6期の利用量については、おおむね見込量どおりに推移しているため、第7期の利用量については、第6期実績値に近い75時間/月を基準とします。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	74	73	74	75	75	75

③ 行動援護

【 事業内容 】

知的障害、精神障害による行動障害があり、常に介護が必要な障害者を対象として、ヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を避けるための援護、外出時における移動中の介護等を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第6期は実績がありませんが、アンケート調査による今後の利用意向の希望はあるため、第7期においては、第6期の見込量に準拠して1人/月、20時間/月とします。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
行動援護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	20	20	20

④ 重度障害者等包括支援

【 事業内容 】

著しい意思疎通障害が伴う重度障害者を対象として、居宅介護をはじめ複数のサービスを包括的に提供します。

【 見込量設定の考え方 】

第6期は実績がありませんが、今後の需要増を見込んで、第7期においては、第6期の見込量に準拠して1人/月、50時間/月とします。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	50	50	50

⑤ 同行援護

【 事業内容 】

視覚障害により移動が著しく困難な障害者を対象として、外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第6期の実利用者数についてはおおむね見込量どおりのため、第7期においても、第6期の見込量に準拠します。第6期の利用量については見込量を下回っており、第7期においては、第6期の実績値を基に見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
同行援護	人/月	1	2	1	2	2	2
	時間/月	21	22	9	20	20	20

【 訪問系サービスの見込量の確保の方策 】

- 障害のある人が地域で在宅生活を続けるための支援はとても重要です。日常生活を支える訪問系サービスの充実を図るため、障害の特性などに留意しつつ、障害福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。

（２）日中活動系サービス

① 生活介護

【 事業内容 】

常時介護が必要な障害者を対象として、昼間、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【 見込量設定の考え方 】

第６期の実利用者数、利用量共に、おおむね見込量どおりのため、第７期の実利用者数については、第６期の平均に近い 136 人/月を基準に増加を想定します。

アンケート調査によるサービス利用率は２番目に高く、第７期の利用量は、第６期の実績値を基に、第６期の見込量と同様に 2,500 日/月を基準として、増加とします。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	人/月	138	135	136	136	140	145
	人日/月	2,551	2,554	2,592	2,500	2,600	2,700

② 自立訓練（機能訓練）

【 事業内容 】

地域生活において、身体機能の維持・向上等のため支援が必要な身体障害者、難病患者等を対象として、自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上のための訓練を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第６期の実利用者数、利用量共に、令和４（２０２２）年度から利用があり、大きな変動はないと見込んで、第７期は第６期の実績値に準拠して見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	10	11	10	10	10

③ 自立訓練（生活訓練）

【 事業内容 】

地域生活において、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障害者、精神障害者を対象として、自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のための訓練を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第6期の実利用者数は、見込量を上回っており、第7期は第6期実績値（令和5（2023）年度）を基に4人/月の微増とします。

第6期の利用量も、見込量を上回っており、実利用者数同様に増加傾向にあることから、第7期の実利用者数についても、第6期実績値（令和5（2023）年度）に準拠し微増で見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	3	4	4	4	5
	人日/月	5	11	63	60	60	80

④ 就労移行支援

【 事業内容 】

一般企業等への就労を希望し、雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者を対象として、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第6期の実利用者数、利用量共に見込量を下回っています。

アンケート調査による一般就労への希望は34.1%と高く、第6期の実績値を基に、実利用者数は4人/月、利用量は18人/月として微増で見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労移行支援	人/月	2	3	2	4	4	4
	人日/月	12	12	26	18	18	18

⑤ 就労継続支援（A型）

【 事業内容 】

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる 65 歳未満の障害者を対象として、就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第6期の実利用者数、利用量共に見込量を下回っており、第7期は第6期の実績値平均に準拠して、実利用者数 15 人/月、利用量 280 人/月を見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労継続支援 (A型)	人/月	15	14	15	15	15	15
	人日/月	275	262	295	280	280	280

⑥ 就労継続支援（B型）

【 事業内容 】

一般企業等で就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人等に、生活活動その他の活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第6期の実利用者数は、見込量を上回っており、利用量はおおむね見込量どおりとなっています。第7期は第6期実績値を基準として、実利用者数 150 人/月、利用量 2,400 人/月を見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労継続支援 (B型)	人/月	147	150	148	150	150	150
	人日/月	2,368	2,231	2,285	2,400	2,400	2,400

⑦ 就労定着支援

【 事業内容 】

就労を開始した障害者を対象として、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第6期の実利用者数は、実績がないものの、第7期は1人/月を基準に想定します。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

⑧ 療養介護

【 事業内容 】

医療対応と常時介護が必要な障害者を対象として、昼間、医療機関での機能訓練、療養管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活の支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第6期の実利用者数は、おおむね見込量どおりで、今後も大きな変化はないと見込み、第7期は、第6期に準拠して15人/月を想定します。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
療養介護	人/月	15	15	15	15	15	15

⑨ 短期入所

【 事業内容 】

介護者の病気、長期外出等により、自宅介護が困難となった障害者を対象として、一定期間、入所した障害者施設等において、入浴・排泄・食事等の介助を行います。

【 見込量設定の考え方 】

アンケート調査による今後の利用意向率は、短期入所全体で 12.9%と利用意向率の2番目に位置しています。その上で、第6期の福祉型の実利用者数は、見込量を上回り年々増加しているため、第7期の実利用者数については、第6期の実績値に準拠した 34 人/月を基準として微増で見込みます。

第7期の利用量も、実利用者数同様に第6期の実績値に準拠した 164 人/月を基準とし微増とします。

第6期の医療型の実利用者数、利用量は見込量を大幅に下回っており、第7期の実利用者数、利用量は第6期の実績値に準拠して見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
短期入所 (合計)	人/月	31	35	39	35	37	39
	人日/月	224	165	137	165	170	175
短期入所 (福祉型)	人/月	31	34	38	34	36	38
	人日/月	224	164	135	164	169	174
短期入所 (医療型)	人/月	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	1	2	1	1	1

【 日中活動系サービスの見込量の確保の方策 】

- 障害のある人の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、障害福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等と連携し、就労を希望する障害のある人の就労活動が継続できるよう支援に努めます。
- 就労定着支援事業については、国の指針等に基づき、利用の促進に努めます。
- 短期入所については、介護者の疾病、高齢化などにより、障害のある人の生活の場を確保するとともに、介護を担う家族に対するケアの必要性から、今後も利用ニーズが高いと考えられます。必要とされるサービス量の確保に向け、事業者等へ働きかけます。

（３）居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

【 事業内容 】

地域での共同生活が可能な障害者を対象として、夜間を含めた共同生活の場を提供するとともに、相談対応、生活援助を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第６期の実利用者数は、おおむね見込量どおりに推移しており、第７期は第６期実績値を基に、78 人/月を想定します。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	77	78	75	78	78	78

② 施設入所支援

【 事業内容 】

施設に入所している障害者を対象として、入浴・排泄・食事の介護、生活等に関する相談・助言等の支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第６期の実利用者数は、見込量を若干上回っていますが、地域生活への移行を想定し、第７期は第６期見込量と同様に 81 人/月を基準として微減で見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
施設入所支援	人/月	82	84	83	81	79	76

③ 自立生活援助

【 事業内容 】

一人暮らしに移行した知的障害者、精神障害者を対象として、一定期間、定期的な巡回訪問や随時対応を行い、自立生活の定着、生活の安定を支援します。

【 見込量設定の考え方 】

第6期の実利用者数の実績はありませんが、アンケート調査による今後希望する暮らし方では、一人暮らしの移行希望は2番目に高く、第7期は、1人/月を想定します。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

【 居住系サービスの見込量の確保の方策 】

- 地域生活への移行を促進するため、共同生活援助（グループホーム）の利用を推進します。
- 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）から一人暮らしに移行した障害のある人に「自立生活援助」による支援を行います。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

【 事業内容 】

支給決定を受けた障害者又はその保護者を対象として、当該障害者の心身の状況、生活環境、サービス利用の意向、その他の事情等を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。

【 見込量設定の考え方 】

第6期の実利用者数は、見込量を下回っているものの、おおむね横ばいで推移していることから、第7期の実利用者数については、30人/月を基準に想定します。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	人/月	29	28	25	30	30	30

② 地域相談支援

【 事業内容 】

<地域移行支援>

精神科病院に入院している精神障害者を対象として、退院から地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談対応や便宜提供を行います。

<地域定着支援>

退院や一人暮らしへの移行により、地域生活が不安定な精神障害者を対象として、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談対応、その他の便宜提供を行います。

【 見込量設定の考え方 】

地域移行支援の第6期の実利用者数は、1人/月で推移しているため、第7期については、1人/月を想定します。

地域定着支援の第6期の実利用者数は、実績はないものの、第7期については、第6期の見込数に準拠して1人/月を想定します。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

【 相談支援の見込量の確保の方策 】

- 相談支援事業所間の連携を強化し、課題の共有等を図ることにより、相談支援体制の充実やサービスの質の向上を図ります。
 - 地域生活支援事業の障害者相談支援事業と併せ、包括的な相談支援体制の構築を推進します。
-

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓発事業

【 事業内容 】

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。

【 見込量設定の考え方 】

本事業は既に実施しており、第7期も継続します。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

【 事業内容 】

障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、社会活動、ボランティア活動等）を支援します。

【 見込量設定の考え方 】

本事業は実施しておらず、第7期も予定していません。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

③ 相談支援事業

【 事業内容 】

<障害者相談支援事業>

障害のある人や家族等の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用にあたって必要な援助などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のために関係機関との連絡調整及び障害のある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

<基幹相談支援センター等強化事業>

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする地域生活支援事業（必須事業）の相談支援事業の一つです。

<住宅入居等支援事業>

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある方等に対して、入居に必要な調整等・家主等への相談・助言も含める支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

障害者相談支援事業は、令和5（2023）年度から事業所が1箇所増え、窓口数は13箇所となりました。第7期についても引き続き、13箇所とします。

令和8（2026）年度までに基幹相談支援センターの設置を目標としていることから、第7期では基幹相談支援センター等強化事業の実施を見込みます。

住宅入居等支援事業は実施しておらず、第7期も予定していません。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害者相談支援事業	窓口数	12	12	13	13	13	13
基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【 相談支援事業の見込量の確保の方策 】

- 障害福祉サービス利用援助等の支援、関係機関との連絡調整や、虐待の早期発見・権利擁護支援など、今後も関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 相談の増加及び総合的・専門的な相談支援に対応するため、必要な能力を有する専門的職員の配置や事業所及び相談員の拡充等の機能強化を推進します。また、必要に応じてペアレントメンターを活用し、保護者の相談支援に努めます。
- 障害児支援の障害児相談支援及び地域生活支援事業の障害者相談支援事業と併せ、医療的ケア児コーディネーターや医療的ケアの専門性を有した機関との連携など、包括的な相談支援体制の構築を推進します。

④ 成年後見利用支援事業

【 事業内容 】

<成年後見制度利用支援事業>

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

<成年後見制度法人後見支援事業>

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

【 見込量設定の考え方 】

成年後見制度利用支援事業は、第6期では実績がありませんでしたが、施設入所者の成年後見制度利用に関する相談が増えており、今後の増加を想定して、第7期では2件/年の利用を見込みます。

成年後見制度法人後見支援事業は、第6期においては実績がなく、第7期でも予定していません。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	0	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

⑤ 意思疎通支援事業

【 事業内容 】

< 要約筆記者等派遣事業 >

聴覚障害のある人が要約筆記を必要とする場合に、要約筆記者等を派遣します。要約筆記とは、その場の話を即座に文字（手書き・パソコン）で表示するコミュニケーション手段で、手話の習得が困難な中途失聴及び難聴の人に適します。

< 手話奉仕員派遣事業・手話通訳者派遣事業 >

聴覚障害のある人が手話通訳を必要とする場合に、手話奉仕員や手話通訳者を派遣します。

< 手話通訳者設置事業 >

聴覚障害のある人の社会活動を援助するため、手話通訳者を設置します。

【 見込量設定の考え方 】

手話通訳者・要約筆記者等派遣事業の利用件数は、新型コロナウイルス感染症の影響で、行事開催が減少したため、第6期では見込量を下回っています。令和5（2023）年度では各種行事が再開されるようになり、利用実績は増加する見込みとなっています。第7期の利用件数は、コロナ禍前の第5期実績に準拠し、10件/年を見込みます。

手話通訳者設置事業は、これまで実績がなく、第7期でも予定していません。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	5	6	4	10	10	10
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0

【 意思疎通支援事業の見込量の確保の方策 】

- コミュニケーションの円滑化を推進し、日常生活の利便性を向上させることで障害のある人の外出支援や社会参加の促進を図ります。そのため、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援として、手話通訳者・要約筆記者等の派遣の充実に努めます。
- 災害時等にも対応できる支援体制や、様々な状況でコミュニケーションが難しい方の支援体制の充実に努めます。
- 必要とされるサービス量とその質を確保するため、人材の育成、確保に努めます。

⑥ 日常生活用具給付等事業

【事業内容】

重度障害者（児）が自立した日常生活を送るために、必要な用具を給付します。

【見込量設定の考え方】

第6期では、全体としておおむね見込量を下回っていますが、身体障害者手帳所持者のうち、内部障害の増減率は100.8%と一番多く、内部障害を有する手帳所持者が増加しています。サービス種類においても、内部障害に起因する排泄管理支援用具が圧倒的に多く、継続的な給付が見込まれることから、第7期では第6期の実績値に準拠して見込みます。

【見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	3	2	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	2	3	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	14	11	5	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件/年	17	12	2	15	15	15
排泄管理支援用具	件/年	1,110	1,079	1,060	1,200	1,200	1,200
住宅改修費	件/年	2	2	1	3	3	3

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

聴覚障害者等の自立と社会参加を図ることを目的として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講習会を開催します。

【見込量設定の考え方】

第6期では、実績はありませんが、聴覚障害者との意思疎通を円滑に行うための手話奉仕員の確保に努める必要があります。第7期では第6期の見込量を見込みます。

【見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話奉仕員養成研修事業 (登録見込者数)	人/年	0	0	0	5	5	5

⑧ 移動支援事業

【 事業内容 】

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加を目的とする外出の際の支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第6期では、利用者数、延べ時間数共に見込量を下回っていますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、社会参加の機会が増えていくことが想定されるため、第7期では微増で見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
移動支援事業	人/月	13	13	16	17	17	17
	時間/月	59	57	87	75	75	75

⑨ 地域活動支援センター事業

【 事業内容 】

創作的活動や生産活動の機会を提供することで社会との交流を深め、地域生活支援の促進を図ります。

【 見込量設定の考え方 】

第7期でも、引き続き現状の事業所数で見込んだほか、利用者数については、第6期の実績値を基に見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域活動支援センター事業	箇所	5	5	5	5	5	5
	人/月	30	32	33	35	35	35

（６）地域生活支援事業（任意事業）

① 福祉ホーム事業

【 事業内容 】

現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。

【 見込量設定の考え方 】

第７期でも、引き続き現状の事業所数、利用人数で、１箇所、５人/年を見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	5	5	5	5	5	5

② 日中一時支援事業

【 事業内容 】

一時的に見守りなどの支援が必要な障害のある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

【 見込量設定の考え方 】

第６期では、利用者数、延べ利用回数共に、見込量を下回っており、第７期では、第６期の実績値を基に、利用者数、必要量を見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
日中一時支援事業	箇所	10	10	10	10	10	10
	人/月	26	28	34	35	35	35
	人日/月	141	174	185	190	190	190

③ 訪問入浴事業

【 事業内容 】

地域において身体に障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【 見込量設定の考え方 】

第7期では、第6期の利用実績を基に見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
訪問入浴事業	人/月	2	2	3	3	3	3
	人日/月	10	9	12	12	12	12

④ 社会参加促進事業

【 事業内容 】

＜スポーツ・レクリエーション教室開催等事業＞

スポーツやレクリエーションを通じて、障害のある人の機能回復及び体力向上に関する指導及び助言を計画的に行います。

＜点字・声の広報発行等事業＞

文字による情報入手が困難な視覚障害者等のために、点字広報及び声の広報を発行し、及び配布し、広く市政に関する情報提供を行います。

＜手話通訳者・要約筆記者養成研修事業＞

聴覚障害のある人が手話通訳を必要とする場合に、手話奉仕員や手話通訳者を派遣します。

＜自動車運転免許取得・改造費助成事業＞

身体障害者の自立と社会参加を図ることを目的として、免許取得のための費用や身体障害者自らが所有し運転する自動車の操行装置等の改造費の一部を助成します。

【 見込量設定の考え方 】

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業及び自動車運転免許取得助成事業については、第6期は実績がないものの、第7期ではそれぞれ第6期の見込量同様に、2人/年、1人/年を見込みます。

その他の事業は、第6期実績値を基に、以下のとおり見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等	人/年	64	58	51	60	60	60
点字・声の広報の発行等	人/年	13	9	7	7	7	7
手話通訳者・要約筆記者養成 研修事業	人/年	0	0	0	2	2	2
自動車運転免許取得助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業	人/年	3	2	2	2	2	2

【3】第3期障害児福祉計画

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障害児を取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害児ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

（1）障害児福祉サービス

① 児童発達支援

【事業内容】

乳幼児健診などで療育の必要性が認められた未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能の障害）のある児童に対し、児童発達支援と併せて治療を行います。

【見込量設定の考え方】

サービス利用希望者が増加傾向にあり、令和4（2022）年度から市内に事業所が1箇所増えたことから、第2期では、実利用者数、利用量共に見込量を大幅に上回り、利用が増加しています。

第3期では、第2期実績値を基本に、50人/月、240日/月で見込みます。

【見込量】

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援 (福祉型)	人/月	29	49	47	50	50	50
	人日/月	87	173	235	240	240	240
児童発達支援 (医療型)	人/月	0	0	0	-	-	-
	人日/月	0	0	0	-	-	-

注：児童発達支援は、令和6(2024)年4月1日から福祉型と医療型が統合

② 放課後等デイサービス

【事業内容】

学校に就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。

【見込量設定の考え方】

令和5（2023）年度から、市内に事業所が1箇所増えたため、第2期では、見込量を上回り、増加傾向にあります。今後も同様の利用が見込まれると思われ、第3期では第2期の実績値を基に、実利用者数50人/月、利用量400日/月で見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
放課後等 デイサービス	人/月	33	38	45	50	50	50
	人日/月	285	322	386	400	400	400

③ 保育所等訪問支援

【 事業内容 】

障害児が利用している保育園などを児童指導員や保育士などが訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第2期では、実利用者数、利用量共に、見込量を下回っており、第3期では、第2期の実績値に基づき1人/月、1日/月で見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
保育所等 訪問支援	人/月	1	1	0	1	1	1
	人日/月	1	1	0	1	1	1

④ 居宅訪問型児童発達支援

【 事業内容 】

重度の障害のために外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第2期では利用実績はありませんが、第3期においては利用を想定して、1人/月、1日/月で見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1

⑤ 障害児相談支援

【 事業内容 】

障害児通所支援を利用しようとする障害児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向などを総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第2期では、見込量どおりの利用となっており、第3期でも第2期の実績値を基に、6人/月として見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害児相談支援	人/月	4	6	6	6	6	6

⑥ 医療的ケア児コーディネーター

【 事業内容 】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を行います。

【 見込量設定の考え方 】

医療的ケア児コーディネーターは見込量を上回っており、第3期では、微増で見込みます。

【 見込量 】

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
医療的ケア児 コーディネーター	人/年	3	4	4	5	5	5

【 障害児支援の見込量の確保の方策 】

- 早期療育を図るため、個々の障害の状態や発達のプロセス・特性に応じた発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めます。また、家族支援については、保護者が子どもに関わりやすい具体的で効果的な対応を身に付けることができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの手法を活用します。
- 学齢期の子どもの健全な育成を図るため、放課後等デイサービスの質の向上に努めるとともに、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図ります。今後の利用者ニーズ、市内における地域的な配置バランス等を検証しながら、適正なサービス量の確保に努めます。
- 保育所、認定こども園などにおける障害児の受入れを支援するため、関係機関との連携を図り、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 関係機関のネットワークを活用し、障害のある子どもに関する課題把握やその改善施策の検討を行います。
- 障害福祉サービスの計画相談及び地域生活支援事業の障害者相談支援事業と合わせ包括的な相談支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を強化し、医療的ケア児コーディネーターの配置に努めます。

（２）障害児の子ども・子育て支援等

【 見込量 】

種別	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
保育所	人	2	3	5	8	8	8
認定こども園	人	0	0	0	1	1	1
放課後児童健全 育成事業	人	11	14	15	15	15	15

資料：児童福祉課（各年度4月1日現在）

資料編

【1】庄原市障害者支援協議会設置要綱

平成 19 年 9 月 27 日告示第 138 号

改正

平成 20 年 3 月 31 日告示第 64 号

平成 20 年 11 月 13 日告示第 156 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 44 号の 2

平成 28 年 3 月 31 日告示第 42 号

庄原市障害者支援協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害のある市民が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に規定する市町村障害福祉計画の策定及び障害者福祉施策に関する協議を行うため、庄原市障害者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市町村障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 相談支援体制の整備及び充実に関すること。
- (3) 困難事例への対応に関すること。
- (4) 関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (5) 障害者に係る地域生活移行支援及び就労支援に関すること。
- (6) 障害児の療育、保育及び教育に関すること。
- (7) 障害者福祉に係る計画の推進その他障害者福祉の向上に関し必要な事項

(組織等)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療機関に属する者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 障害者福祉サービスの提供事業者
- (4) 障害者福祉団体に属する者
- (5) 社会福祉関係機関に属する者
- (6) 雇用関係機関に属する者
- (7) 教育機関に属する者
- (8) 市の関係職員
- (9) 障害者等及びその家族
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱又は任命を解くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。

3 会長は、協議会を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(個別支援班)

第7条 所掌事務の円滑な執行を図るため、協議会に個別支援班を置くことができる。

2 個別支援班の構成員は、会議の都度、次に掲げる者のうちから、社会福祉課長が指名する。

(1) 協議会構成団体等の実務者

(2) その他社会福祉課長が必要と認める者

(守秘義務)

第8条 委員（その職を退いた者を含む。）及び協議会の会議並びに個別支援班の会議に出席した者は、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第64号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月13日告示第156号）

この告示は、平成20年11月20日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第44号の2）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第42号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

【2】庄原市障害者支援協議会委員名簿

No	委員氏名	所属等	所属役職	
1	林 充	庄原市医師会	会長	
2	金藤 宏明	庄原市民生委員児童委員協議会	代議員	
3	畑廣 英樹	社会福祉法人 庄原さくら学園	常務理事	会長
4	熊原 保	障害者支援施設 ともいきの里	施設長	
5	井田 由也	社会福祉法人 翠庄会	理事長	
6	酒井 主典	特定非営利活動法人 庄原共同作業所	理事長	副会長
7	金川 君雄	特定非営利活動法人 ハート作業所	所長	
8	荒木 和美	相扶の郷相談支援事業所	管理者	
9	高原 淳尚	風の街みやびら	施設長	
10	松本 信司	ふれあい共同作業所くちわ	施設長	
11	大江 武芳	庄原市身体障害者連合会	会長	
12	松浦 昇	口和町重度心身障害児者を守る会	会長	
13	小瀧 一樹	社会福祉法人 庄原市社会福祉協議会	事務局長	
14	河野 由美子	広島県北部厚生環境事務所	保健課長	
15	市川 仁美	広島県北部こども家庭センター	相談援助 第二課長	
16	森近 秋義	庄原市障害者相談員	身体障害者 相談員	
17	森末 博雄	備北障害者就業・生活支援センター	センター長	
18	新宮 智之	三次公共職業安定所 庄原出張所	就職促進 指導官	
19	岩井 千鶴子	広島県立庄原特別支援学校	校長	
20	高淵 直哉	庄原市教育委員会	教育指導 課長	

【3】庄原市部長支所長会議設置要領

平成 28 年 3 月 31 日訓令第 12 号

改正

平成 29 年 3 月 31 日訓令第 10 号

平成 30 年 3 月 28 日訓令第 3 号

令和 4 年 3 月 31 日訓令第 4 号

令和 5 年 3 月 31 日訓令第 6 号

庄原市部長支所長会議設置要領

(設置)

第 1 条 重要施策等の審議及び総合調整を行い、効果的な行政運営を推進するため、庄原市部長支所長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重要施策に係る企画、立案、実施等に関する事項
- (2) 基本計画の策定に関する事項
- (3) 前 2 号に係る議案及び例規に関する事項
- (4) その他市長から指示のあった事項

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 生活福祉部長
- (3) 企画振興部長
- (4) 環境建設部長
- (5) 防災・災害事業監
- (6) 教育部長
- (7) 西城支所長
- (8) 東城支所長
- (9) 口和支所長
- (10) 高野支所長
- (11) 比和支所長
- (12) 総領支所長

(会議)

第 4 条 会議は、企画振興部長が主宰及び進行する。

- 2 会議の定例会は、原則として第 1 及び第 3 火曜日の午前 9 時からとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、企画振興部長が必要と認めるときは、会議を開くことができる。
- 4 協議内容の説明は、提案部（支所を含む。）が行うものとする。
- 5 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、その属する部（支所を含む。）の職員のうちから代理者を選任し、出席させるものとする。
- 6 企画振興部長が必要と認める場合は、議題に関係する所属の課長等を出席させることができる。

(提案議題の送付)

第 5 条 会議への提案議題は、原則として庄原市部内調整会議設置要領（平成 28 年庄原市訓令第 13 号）

に定める庄原市部内調整会議の協議を経て、会議開催日の３日前までに企画振興部企画課へ送付するものとする。ただし、急を要する事項については、この限りでない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第10号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第4号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

【４】庄原市部内調整会議設置要領

平成 28 年 3 月 31 日訓令第 13 号

(設置)

第 1 条 各部において所管する事務の企画及び調整を行い、効率的かつ効果的に施策を推進するため、庄原市部内調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、各部に属する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庄原市政策企画会議設置要領（平成 20 年庄原市訓令第 2 号）に定める庄原市政策企画会議からの指示事項
- (2) 庄原市部長支所長会議設置要領（平成 28 年庄原市訓令第 12 号）に定める庄原市部長支所長会議への提案事項
- (3) 基本計画の策定及び進捗確認に関する事項
- (4) 施策の企画及び調整に関する事項
- (5) その他部長及び監が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 総務部調整会議

- ア 総務部長
- イ 総務部総務課長
- ウ 総務部行政管理課長
- エ 総務部財政課長
- オ 総務部管財課長
- カ 総務部税務課長
- キ 総務部収納課長
- ク 総務部危機管理課長

(2) 生活福祉部調整会議

- ア 生活福祉部長
- イ 生活福祉部社会福祉課長
- ウ 生活福祉部高齢者福祉課長
- エ 生活福祉部児童福祉課長
- オ 生活福祉部保健医療課長
- カ 生活福祉部市民生活課長
- キ 生活福祉部地域交通課長
- ク 生活福祉部高齢者福祉課主幹

(3) 企画振興部調整会議

- ア 企画振興部長
- イ 企画振興部企画課長
- ウ 企画振興部いちばんづくり課長
- エ 企画振興部自治定住課長
- オ 企画振興部農業振興課長
- カ 企画振興部林業振興課長

キ 企画振興部商工観光課長

(4) 環境建設部調整会議

ア 環境建設部長

イ 防災・災害事業監

ウ 環境建設部建設課長

エ 環境建設部災害復旧課長

オ 環境建設部環境政策課長

カ 環境建設部都市整備課長

キ 環境建設部地籍用地課長

ク 環境建設部下水道課長

(会議)

第4条 会議は、所管部長が主宰し、各部の管理課（庄原市事務決裁及び専決規則（平成17年庄原市規則第9号）第3条第9号に規定する管理課長の属する課をいう。以下同じ。）の課長が進行する。ただし、管理課の課長が不在のときは、所管部長が指名する課長が代理する。

2 会議は、必要に応じて所管部長が招集する。

3 協議内容は、所管課が行うものとする。

4 構成員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する課の職員のうちから代理者を選任し、出席させるものとする。

(指示又は伝達)

第5条 課長は、会議の決定又は連絡事項を直ちに係長に指示又は伝達するものとする。ただし、部長又は監が指示又は伝達することが適当でないと認めた事項はこの限りでない。

2 係長は、課長からの指示又は伝達事項を直ちに職員に指示又は伝達するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、各部の管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(庄原市マネジメント会議設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 庄原市マネジメント会議設置要綱（平成25年庄原市訓令第9号）

(2) 庄原市行政経営推進会議開催要領（平成25年庄原市訓令第13号）

(3) 庄原市民生施策推進会議開催要領（平成25年庄原市訓令第14号）

(4) 庄原市産業交流施策推進会議開催要領（平成25年庄原市訓令第15号）

(5) 庄原市環境建設施策推進会議開催要領（平成25年庄原市訓令第16号）

附 則（平成29年3月31日訓令第10号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日訓令第2号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に提出されているこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、改正後の様式とみなし、なお使用することができる。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日訓令第 6 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【5】策定経過

令和4（2022）年度

期 日	項 目
2 月	庄原市障害福祉に関するアンケート調査の実施

令和5（2023）年度

期 日	項 目
5 月 31 日（水）	庄原市生活福祉部内調整会議
6 月 6 日（火）	庄原市部長支所長会議
8 月	庄原市障害者支援に関する事業所調査の実施
7 月 3 日（月）	第 1 回庄原市障害者支援協議会
8 月 29 日（火）	第 2 回庄原市障害者支援協議会
11 月 8 日（水）	第 3 回庄原市障害者支援協議会
11 月 15 日（水）	庄原市生活福祉部内調整会議
11 月 22 日（水）	庄原市部長支所長会議
12 月 22 日（金）	第 4 回庄原市障害者支援協議会
2 月 8 日（木）～ 3 月 7 日（木）	パブリックコメントの実施

【6】用語解説

用 語	説 明
【あ行】	
あいサポートアート展	平成 24 (2012) 年度から障害者アートの発表の場として開催している展覧会のこと。障害のある人が、芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的としている。
アウトリーチ	困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげるプロセスのこと。
医療的ケア児	たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。
インクルーシブ教育	障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いに尊重し、支え合いながら学ぶことができる教育の仕組みのこと。障害の有無にかかわらず、初等中等教育の機会が与えられることや障害のある子どもに対する合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。
インクルージョン	包含、包括と訳される。個人が持つ特有のスキルや経験、価値観等について、お互いが認め合い、活用される社会や組織、仕組みのこと。
A I	Artificial Intelligence の略で人工知能と訳される。コンピュータが大量、多様なデータを分析し、人間の脳でしかできなかったような高度で知的な作業を、人工的なプログラムにより行えるようにした技術のこと。
思いやり駐車場	障害のある人や高齢、けが、妊娠等により車の乗降や歩行が困難な人が、公共施設やショッピングセンターなどに設けられた専用の駐車スペースを、安心して利用できるよう配慮した駐車場のこと。
音声・言語・そしゃく機能障害	音声を全く発することができない、あるいは発声しても言葉にならない「言語機能を喪失した状態」を音声・言語機能障害といい、そしゃく機能障害は、嚥下（えんげ）機能の低下により、食物等を摂取するために、身体に管を挿入し流動食を注入して栄養を補給する「経管栄養」以外に方法がない状態をいう。
音声コード	印刷物上の切手サイズの二次元コードのこと。スマートフォンやタブレット端末、専用機器を使って文書を音声で聞き取ることができ、視覚障害のある人も情報を得ることができる。
【か行】	
基 幹 相 談 支 援 セ ン ター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害のある人の相談支援に関する業務をワンストップで総合的に行う機関のこと。相談支援、情報提供、助言のほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関への連携の支援等を行う。
共生型サービス	介護保険事業所が障害福祉サービス事業所としての指定を、障害福祉サービス等事業所が介護保険事業所としての指定を受けることで、高齢者と障害者等双方の利用を可能とする制度のこと。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人等が、積極的に参加、貢献していくことができる社会のこと。
強度行動障害	自傷、他傷、こだわり、物を壊す、睡眠の乱れ、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

用 語	説 明
合理的配慮の提供	障害のある人から社会の中にある障壁を取り除くために、必要かつ合理的な対応を行うこと。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」においては「行政機関等及び事業者は、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」と規定されている。
【さ行】	
児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律のこと。
社会的障壁	障害のある人等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような物や制度、慣行、観念その他一切のもの。
重症心身障害	知的障害の程度が最重度、重度であり、かつ、身体障害者手帳の1、2級に該当する状態のこと。
手話奉仕員	手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人のこと。聴覚・言語機能障害のある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に養成されている。
障害者基本法	障害者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律のこと。平成23（2011）年の改正では、障害者の定義を拡大し、合理的配慮の概念を導入した。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。「障害者基本法」の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定め、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。
障害者週間	毎年12月3日から9日を中心に、障害や障害のある人に対する国民の関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するための啓発行事が全国で行われる期間のこと。
障害者就業・生活支援センター	障害のある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業や生活における一体的な相談支援を実施する。
障害者情報アクセシビリティ推進法	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」のこと。全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するために、障害のある人による情報の取得や利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。
障害者自立支援審査支払等システム	市町村の委託を受けた国民健康保険団体連合会が、障害福祉サービス提供事業所等の請求の受付から市町村の支払いまで、一連の審査、支払事務を行うための事務処理システムのこと。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。地域社会における共生の実現に向けた障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者自立支援法」を平成24（2012）年に改正したもの。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の策定、費用の負担等について定めている。

用 語	説 明
障害者優先調達推進法	平成 25 (2013) 年 4 月 1 日から国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る法律のこと。
情報アクセシビリティ	パソコンやスマートフォンなどによる情報の受け取りやすさやハードウェア・ソフトウェアの仕様、サービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害のある人を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。
自立支援医療	心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。
身体障害者手帳	身体障害のある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障害の種類や等級が表示されている。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障害の等級が表示されている。
成年後見制度	精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により物事の判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、後見人などがその人の権利や財産を守る制度のこと。
【た行】	
短期入所 （ショートステイ）	介護する人が病気の時などに、障害のある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスのこと。
地域生活支援拠点	障害のある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談や緊急時の受け入れなど、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障害者施策においても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。
聴覚・平衡機能障害	聴覚機能障害とは、音が聞こえない又は聞こえにくい状態のこと。病気、事故等で生じる場合や生まれつきの場合、加齢による場合等がある。平衡機能障害は、姿勢を調節する機能の障害であり、四肢体幹に異常がないにもかかわらず起立や歩行に何らかの異常がある状態のこと。

用 語	説 明
【な行】	
内部障害	身体障害の一つで、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう、直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がその範囲となっていたが、平成 22（2010）年 4 月から、身体障害者福祉法の対象範囲拡大に伴い肝臓機能障害が新たに加わっている。
ネットワーク	本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味でも用いられる。
ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会が普通の社会であるという考え方のこと。
【は行】	
バリアフリー	高齢者や障害のある人が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを取り除く（フリー）こと。物理的な障壁だけでなく、高齢者、障害のある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去する考え方を含む。
ピアサポート	同じ問題や環境を体験する人が、対等な関係性の仲間で支え合うこと。
福祉タクシー	道路運送法の規定に基づき、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して、障害のある人等の運送に業務の範囲を限定した、許可を受けたタクシー事業者が行う運送事業のこと。
ペアレントトレーニング	障害のある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割を担うことができるように親に対して専門家が行う支援のこと。
ペアレントプログラム	保護者が子どもとのかより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するグループによるプログラムのこと。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子どもを育てる経験をし、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが利用できるよう、あるいは利用しやすいように配慮されたデザインのこと。
要約筆記	聴覚障害のある人のためのコミュニケーション支援の一つで、話されている内容を要約し、文字にして伝えること。
【ら行】	
療育	「療」は医療や治療、「育」は教育を意味しており、障害のある子どもに対し、個々の発達の状態や障害の特性に応じて、社会的に自立して生活できるよう支援する取組のこと。
療育手帳	知的障害のある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障害の程度等が表示されている。
レスパイト	在宅で家族の介護や介助をしている家族が、一時的に休息し、リフレッシュが図れる家族支援のこと。

第4期庄原市障害者福祉計画
(第7期庄原市障害福祉計画・第3期庄原市障害児福祉計画)

発行年月／令和6（2024）年3月

発行／広島県 庄原市

編集／広島県 庄原市 生活福祉部 社会福祉課

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

電話（0824）73-1210

FAX（0824）75-0245
